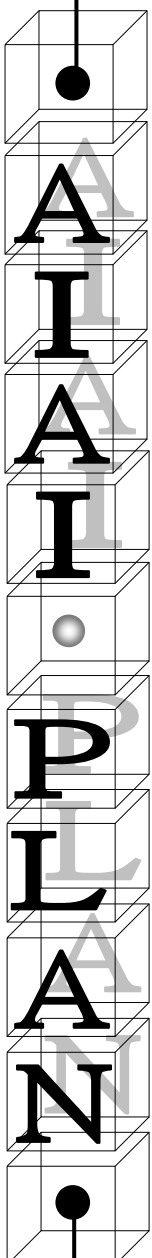


誰もが安心して楽しく幸せに暮らせるまち「立川」へ地域福祉市民活動計画



第2次立川あいあいプラン

21

社会福祉法人 立川市社会福祉協議会

誰もが楽しく幸せに暮らせるまち「立川」

第2次立川あいあいプラン**21**

地域福祉市民活動計画

はじめに

第1次「あいあいプラン21」を策定してから10年あまりが経ちました。福祉を取り巻く環境は、社会福祉基礎構造改革の流れのなかで、社会福祉法の改正、介護保険制度の導入など、ここ数年でめまぐるしく変化し、現在もその変化の途中にあります。

立川市社会福祉協議会は、このようななか、前プランを振り返りながら、これからの時代にあった計画を策定するため、平成16年6月、学識経験者や関係機関・団体、さらに公募した市民の方々にご参加いただき、「あいあいプラン21」策定委員会を設けました。それからおよそ1年の間、委員の皆さまのご尽力を賜り、本年5月に、第2次「立川あいあいプラン21」を答申していただきました。ここで改めて、策定に携わっていただいた委員の皆さまに感謝申し上げます。

また今回は、並行して策定作業を行っていた、立川市行政の計画「立川市地域福祉計画」と整合性を図りながら、また連携しながら策定作業を進めてきたことが大きな特徴といえます。さらに策定だけでなく、立川市行政と共同で市民参画の委員会を設け、本プランの推進や進捗管理も行います。

「誰もが安心して楽しく幸せに暮らせるまち『立川』」の実現には、関係機関・団体はもちろん、立川市にお住まいの市民の皆さま一人ひとりのお力が大切です。立川市社会福祉協議会は、そうした皆さまとともに歩いていきたいと考えます。今後とも一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

平成17年7月

社会福祉法人 立川市社会福祉協議会
会長 須崎 一 男

第2次「立川あいあいプラン21」とは？ _____ 1

地域福祉の推進

「地域福祉活動計画」とは何か

地域福祉活動計画と社協について

「結果」だけでなく、「プロセス（過程）」を重視

地域のニーズや課題を明らかにしながら

「立川あいあいプラン21」とはどんなものか

地域福祉の推進役としての社協

計画の期間は

だれが・どのようにすすめるのか？

計画のめざすもの _____ 9

目標と具体的な取り組み _____ 11

目標1：地域課題に対応する住民福祉活動の推進

1 - 「地域福祉推進検討委員会(仮称)」および「福祉のまちづくりの場・協議会(仮称)」の設置

2 - 「福祉のまちづくりの場・協議会(仮称)」への「地域福祉コーディネーターの配置」

3 - 「地域懇談会」の開催による地域課題の把握とその解決の推進

4 - 「支えあいサロン」の促進と「グッドネイバー運動」の発展

目標2：ボランティア・NPO活動の推進

1 - 市民参画による「市民活動センターたちかわ」の運営

2 - 市民参画による政策提言と市民と行政の協働の推進

3 - 市民、ボランティア、NPO団体、企業、学校のネットワークの形成

4 - ボランティア・市民活動団体の活動支援

目標3：市民の主体的な学びの支援

1 - ボランティア・市民活動情報の受発信の強化

2 - 地域における多様な学習の場の設定

3 - 学校における市民学習・福祉教育への支援

目標4：市民の権利を擁護するしくみづくり

1 - 「地域あんしんセンターたちかわ」の機能強化

2 - 関係機関とのネットワークに基づく福祉サービスの質の向上

3 - 地域包括支援センターの運営

目標5：市民の生活支援のための相談体制・情報提供の充実

1 - 相談機関間の連携強化

2 - 地域におけるニーズの早期発見と予防の取り組みの推進

3 - 専門相談事業の充実

4 - 地域のセーフティネットの構築

「立川あいあいプラン21」推進のために	28
計画の推進体制	
社協の組織基盤整備の充実・強化	
第2次「立川あいあいプラン21」策定までのプロセス	30
資料編	41
第1次「立川あいあいプラン21」をふりかえって	
数字で見るたちかわ	
まちづくりの仲間たち～市内の社会資源	
社会福祉法人立川市社会福祉協議会「あいあいプラン21」策定委員会設置要綱	
「あいあいプラン21」策定委員会名簿	

第2次「立川あいあいプラン21」(地域福祉市民活動計画)とは

地域福祉の推進

近年、社会状況の変化、社会福祉基礎構造改革¹などに伴い、福祉は利用者本位の新たな時代を迎えています。平成12年(2000年)に制定された「社会福祉法」では、個人の自立を基本とし、本人の選択を尊重したうえで支援していくことが言われており、また、そのなかでは「地域福祉の推進」が強調されています。ここでは、「地域住民、社会福祉に関する事業を営む者、社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力して、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉を推進しなければならない」とされています。このように「地域福祉」とは市民生活そのものを向上させていくことにつながり、一部の特定の住民のみを対象とするものではありません。

地域福祉の推進には、地域住民がその人らしい生活を送れるよう、住民自身の参画や行動が不可欠となっています。

「地域福祉活動計画」とは何か

全国社会福祉協議会が平成15年(2003年)に発行した『地域福祉活動計画策定指針』では、以下のように定義づけられています。

「地域福祉活動計画」とは、「社会福祉協議会(以下、社協)が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業(福祉サービス)を営む者が相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画」とされており、その内容は、「福祉ニーズが現れる地域社会において、福祉課題の解決をめざして、住民や民間団体の行う諸々の解決活動と必要な資源の造成・配分活動等を組織だつて行うことを目的として体系的かつ年度ごとにとりまとめた取り決め」としています。

つまり、住民のニーズを明らかにし、それを解決するために、住民をはじめ、地域の福祉団体や専門職、NPO²等の民間団体が連携し、それぞれの役

¹ 社会福祉基礎構造改革…個人が尊厳を持ってその人らしい自立した生活を送れるよう、個人の選択を尊重した制度の確立、質の高い福祉サービスの拡充、個人の自立した生活を総合的に支援するための地域福祉の充実を図るため、社会福祉の共通基盤制度を中心に改正を行ったもの。平成12年に改正された社会福祉法に則って、順次、取り組みが進められている。

² NPO…Non Profit Organizationの略。一般的に民間非営利組織(社会福祉法人やボランティアグループなども入る)、市民活動団体のことを指すが、狭義の意味では、特定非営利活動促進法(NPO法)の規定により設立された法人格を持つ団体を指す場合もある。

割を担いながら、住民の創意工夫による自発的な活動や社会参加を促進するためのさまざまな活動を計画化するということができます。

さらに、この計画は「住民の福祉問題に対する理解や参加を促進する諸活動」や「住民のさまざまな要望や願いを実現するための福祉のまちづくりに向けたソーシャルアクション³機能」まで含んだものとされています。

地域福祉活動計画と社協について

地域福祉活動計画における社協の位置づけとしては、以下の2点が挙げられます。

民間福祉推進の中核的存在（民間福祉の調整役）

地域における社会福祉推進の総合的企画を役割の一つとする団体（地域福祉活動計画策定の提唱・とりまとめ役）

また、地域福祉活動計画における社協の主要な役割として、以下の3点が挙げられます。

連絡調整をすすめる役割

社会福祉の問題解決や発展を図るという共通の目標と計画に基づいて、関係機関・団体・施設・グループの間における情報を交換し、事業活動の重複、競合、欠落を防ぐための相互の役割・機能の調整と効果的遂行を図るなど、協力・協働体制をつくりあげていく役割。

住民活動を支援する役割

A．地域における福祉課題の提示や住民の参加しやすい条件整備などを通しての住民の福祉活動への参加を支援する活動。

B．小地域における住民主体の活動への支援活動。

C．福祉課題を抱える当事者・家族の組織化と問題解決への支援活動。

D．ボランティア・NPO活動への支援など。

地域組織・団体や市民組織との協働活動をすすめる役割

地域の共通目的を達成するため、複数の個人や団体が対等性を基本に、それぞれの機能の違いを活かし、相互に補完し、役割を分担して責任を果たす活動体系づくりを推進していく役割。

³ ソーシャルアクション…広い意味での社会福祉活動の一形態。福祉ニーズの変化、充足状況などを鑑みて、住民や福祉関係者の組織化を図り、世論や立法・行政機関に訴えかけていくことによって、既存の法・制度の改廃、福祉資源の拡充・創設、および社会福祉の運営の改善等をめざす組織活動のこと。

「結果」だけでなく、「プロセス(過程)」を重視

日頃、「ひとり暮らしだけど、毎日買物が大変」とか、「子どもの遊び場となる場所がなくて、子どもが楽しく外で遊べない」とか、「町内のお祭りの参加者が減ってきた」などと感じている方もいらっしゃるでしょう。

地域福祉を進めていくには、地域の住民が、生活のなかで困ったことや不便に感じていること(=地域の福祉課題)を出し合って、その解決に向けて「ともに考え、行動すること」が必要となります。

地域においては、市民生活や価値観、ニーズの多様化などに伴い、課題の中身も広がっているのが現状です。そのため「福祉課題」とは「市民の生活課題」ということができます。そしてその解決に求められるのが、「地域の力」を自分たちで引き出すことだと言え、それは、自分たちのまちのありたい姿、将来像を描くことにつながります。このように、地域福祉は、自分たちのまちのありたい姿をめざしていくもので、地域住民全員が対象者であり、当事者です。ですから、その結果だけでなく、当事者である住民自身が、自分たちのまちのことを考えていくというプロセスが重視されます。

地域のニーズや課題を明らかにしながら

この第2次「立川あいあいプラン21」の策定にあたっては、まず、関係団体の代表者や公募市民からなる、市民参画による「立川あいあいプラン21策定委員会」を設けました。さらに、立川市行政と協働して、地域の住民の方々と「地域懇談会」を開催し、地域で抱えているニーズや課題を明らかにしたうえで、その解決策を考えていくという場をつくりました。市内全地域での開催はできませんでしたが、平成16年(2004年)7月~9月にかけて、柴崎町、栄町、若葉町、西砂町・一番町地区の4地区でそれぞれ2回ずつ行いました。また平成17年(2005年)1月からは幸町地区でも開催しています。

こうした懇談会で話し合われた地域の課題や、市内の関係団体・事業所スタッフのヒアリングなどを基礎にしながら、この計画はつくられています。なお、地域懇談会や関係団体・事業所ヒアリングなどで挙げられた課題をいくつか下記にまとめてみました。

地域懇談会での「声」から～地域の課題とその現状～

地域の中で交流がない・孤立している人がいる

「声」 近隣関係が希薄になり、人間関係をつくりにくい。気軽に声をかけられる関係をつくりたい

気軽に集え、交流できる場所や機会がほしい
必要な情報が必要な人に届きにくい。必要な情報が届く仕組みができないものか

もっと安心・安全に暮らしたい

「声」 悪質な客引き行為や空き巣の多発など、まちの治安が心配
ゴミの捨て方やタバコの投げ捨てなど、住民のマナーがよくない
歩道のでこぼこなど、バリアフリーでないところがある
災害対策に不安がある

もっと住民が活用しやすい公共施設がほしい

「声」 利用できる公共施設が多くない。おもしろい講座・プログラムに参加したい
学校の余裕教室の活用を検討したほうがいいのではないか
住民の交流などにもっと有効活用されているのではないか

関係団体や事業所スタッフの「声」～事業者アンケートより～

ひとり暮らしの高齢者や子育て中の母親の孤立

「声」 緊急通報システムも必要だが、日頃から近所の方が声をかけ合ったり、定期的に会える場や時間を設けるといいのではないか
民生・児童委員、主任児童委員の活動を中心に、地域の社会資源との連携による、地域でのサポート体制をつくりあげる

相談体制の整備

「声」 知的障害者や精神障害者が、ちょっと困ったりしたときに、安心して相談できる窓口があったらいい
例えば地域のグッドネイバー運動の⁴一員として、地域のよろず相談窓口になり、関係機関や専門スタッフへつなぐ役割を担う

サービスの質の向上

「声」 業務や機能面まで含めて、改めて計画的な施設の配置・調整を図るようになるとともに、IT 機器導入などにより、地域でのサービス提供をすすめ、高齢者や小さな子連れの方でも、相談やサービス情報を受けやすいようにする

「立川あいあいプラン21」とはどんなものか？

「立川あいあいプラン21」は、「地域福祉市民活動計画」と銘打っているように、立川市における民間の地域団体等を含めた市民の福祉活動計画です。立川市社会福祉協議会では平成6年(1994年)に、東京都の「東京都地

⁴ グッドネイバー運動・誰もが気軽にたすけあう地域社会をつくるための第一歩として、例えば近所づきあいのなかから(気ばりやあいさつなど)、助けを必要としている人を支えるような活動のこと

域福祉推進計画」、立川市の「立川市地域福祉総合計画」とともに、地域福祉を進める市民の計画として、都や市の計画とお互いに補いあい、連携をとりながら地域全体の福祉をすすめていくことを目的とした、第1次「立川あいあいプラン21」を民間福祉関係者や市民の参加を得て策定し、その計画の具体化を図りながら地域福祉の充実強化をめざしてきました。

「社会福祉法」の制定により、それまでの社会福祉事業、措置制度など社会福祉全般に関する見直しが行われ、社会福祉の制度が大きく変わりました。第2次「立川あいあいプラン21」は、そうした制度的な転換や社会環境の変化・市民の生活ニーズの変容などを背景に、前プランの見直しを図りながら、新たに策定したものです。この計画は、立川市における地域福祉の推進を総合的、計画的にすすめるための、市民の具体的な行動計画として位置づけ、市民が参加し、協働して、民間の立場から推進するとともに、市の計画との整合性を図りながら地域福祉をすすめる計画です。なお、「立川あいあいプラン21」は、より市民の主体性を強調し、「地域福祉活動計画」に「市民」という言葉を加え、「地域福祉市民活動計画」としてしています。

地域福祉の推進役としての社協

社協は「社会福祉法」において「地域福祉の推進役」と位置づけられています。法には、住民が主体となって地域における福祉の問題を解決し、その改善向上を図るため、公私関係者の協力を得て地域福祉を推進することを目的とする団体である旨が記されています。

第2次「立川あいあいプラン21」は、民間の地域団体等を含めた市民の活動計画です。この計画には、社協が主体となって書かれている取り組みもありますが、それは、前述のように、社協が「地域福祉の推進役」であり、また地域の住民や民間団体を会員とした住民（市民）主体の組織であることから、その性格上、公私関係者と連携を図りながら、市民とともに活動に取り組むことを前提とするためです。このように、社協は、市民参加のもと、地域のさまざまな団体とのネットワークを組んで、地域福祉の連絡調整の役割、住民活動を進める役割、地域組織・団体や市民組織との協働活動をすすめる役割、といった役割を担いつつ、地域福祉の推進にあたります。

計画の期間は

第2次「立川あいあいプラン21」は、平成17年度（2005年度）から平成21年度（2009年度）までの5年間の市民の活動や社協の活動について示していますが、おおむね3年を目途に事業の評価を行い、軌道修正を図りながらすすめていきます。

そのため、個々の計画の取り組み時期についても、向こう3年間のものを示しました。

また、計画の本文の「～を検討します」とは、国や地方自治体の政策の動向が明確でないために、そのような表現をとっていますが、積極的に実施することを前提としています。

だれが・どのようにすすめるのか？

「立川あいあいプラン21」は、社会福祉協議会が推進役・調整役となって策定することから、社会福祉協議会の活動計画と思われがちですが、あくまで、住民参加を基本とする市民の地域福祉活動計画です。

計画は、公募された市民の委員、民間福祉関係者、地域組織・団体の関係者、学識経験者などを委員とする策定委員会で議論し、策定されたものであり、また策定過程では、福祉のまちづくりに関する意見・要望やニーズなどを把握するために、地域懇談会を開いたり、当事者や関係者にヒアリングを実施したりして、多くの市民の声を盛り込みました。

この計画を具体化していくには、市民の参加や主体的な取り組み、そして社協と地域組織・団体との協働活動が不可欠となります。それが「地域福祉市民活動計画」と銘打っている所以です。

なお、計画の推進体制については、後述の「『立川あいあいプラン21』推進のために」で詳しく触れています。第2次プランとなる本計画では、立川市の地域福祉計画との整合性を図ったり、策定された計画を公私協働で効果的にすすめたり、そのプロセスや成果を評価したりしていくために、立川市行政と社協が共同で「地域福祉推進検討委員会（仮称）」を設け、社協が事務局を担う新しいあり方を考えています。

立川市社会福祉協議会の使命「住民主体による福祉コミュニティづくり」

幅広いあらゆる市民の声を聞き、受け止め、大切に、市民が自ら考え行動し社会に影響をおよぼしながら、誰もが安心して楽しく幸せに暮らせるまち「立川」を築きあげていくこと

用語の定義 この計画では、次の言葉を以下のような意味として使用しています

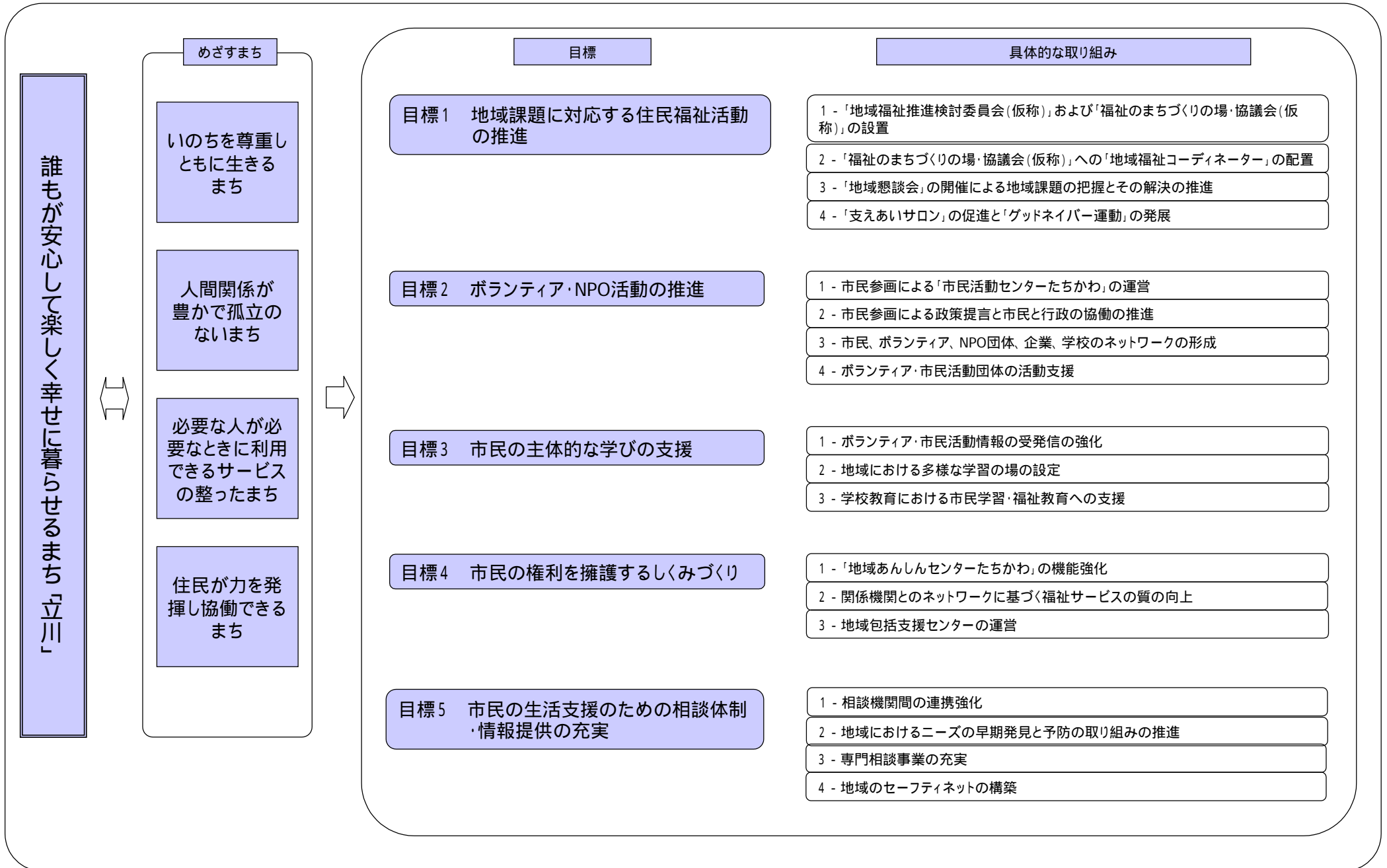
「住民」・・・市内に在住している個人のこと。

「市民」・・・原則として市内に在住、在勤又は在学している個人および市内に事務所を有する法人その他の団体のこと。個人のほか、自治会・老人クラブ・子ども会などの地域団体、ボランティア活動や公益活動を行う市民活動団体、生涯学習や趣味活動を行う団体、PTA・生活協同組合・農業協同組合などの公益団体、事業者、学校法人なども含みます。

「協働」・・・地域を市民にとってよりよいまちにするという共通目的を達成するため、複数の個人や団体が自立と対等性を基本に、それぞれの機能の違いを活かし、相互に補完し、役割を分担し責任を果たす活動体系のこと(= collaboration)。なお、その活動形態には、「市民と行政」「市民団体と行政」「市民団体と市民団体」など、さまざまな形がある。

「参加」・・・(市民の)幅広い意味での参加のこと。

「参画」・・・(市民の)能動的な意思に基づく積極的な参加のこと。



目標と具体的な取り組み

本章では、立川市において住民主体による福祉活動が進展していくために、市民と地域福祉の推進役としての社協がともに目指す目標と具体的な取り組みを述べています。地域懇談会や事業所アンケートなどでも指摘されており、地域にはさまざまな生活課題があります。その課題の解決のために、これから取り組むべき具体的な事業についても言及しています。

地域福祉の主人公は市民です。そして、地域福祉が進展していくためには、市民の活動と地域の住民団体、ボランティアグループ、NPO、関係機関、立川市行政等の多様な社会資源の活動が、有機的にネットワークを形成して対応していくことが重要となります。社協は、市民参加に基づく地域福祉の推進役・連絡調整機関として、市民と地域のさまざまな団体とともに、地域住民の課題解決に向けた具体的な取り組みを進めます。

目標1：地域課題に対応する住民福祉活動の推進

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、子育て中の親、障害のある人、地域に居住する外国人などのなかには、日常生活を送るなかで、地域住民間のちょっとした支援や支えあいがあれば、より安心して暮らせる人もいます。しかし、近年、近隣関係の希薄化などが進み、地域を拠点に活動を行っている団体の加入率も下がり、地域での支えあいの基盤が弱体化しています。

一方、平成10年（1998年）に特定非営利活動促進法（NPO法）が制定され、福祉や環境、教育、子育てなどの分野で、自ら主体的にその分野の進展や団体の目的の達成を求めて活動する市民活動団体が増えています。

誰もが安心して楽しく豊かに生活できる地域をつくるには、地域住民が、共に学び、参加し、さまざまな団体とつながりあい、支えあい、ネットワークを組んで課題の解決などに取り組むことが重要となります。

具体的な取り組み

- 1 「地域福祉推進検討委員会（仮称）」および「福祉のまちづくりの場・協議会（仮称）」の設置

この計画は、同時並行して策定された「立川市地域福祉計画」との整合性を図りながら進めていくのが効果的です。そのために社協は、立川市行政と共同して「地域福祉推進検討委員会（仮称）」を市民参画のもとに設置して、「福祉のまちづくりの場・協議会（仮称）」の設立やその運営などについて協議します。

「福祉のまちづくりの場・協議会（仮称）」とは、概ね「町」を単位に1カ所の設置を目指し、地域住民の交流の促進や生活課題の把握とその解決のために、住民の声や情報などが常時集まる住民による福祉活動の拠点のことをいいます。社協は、地域住民や立川市行政とともに、その拠点について公共施設や空き店舗の活用などの工夫を取り入れながら設置し、運営していくことを検討します。

17年度	「地域福祉推進検討委員会（仮称）」設置に向けての立川市行政との協議 「地域福祉推進検討委員会（仮称）」の設置とその運営 「福祉のまちづくりの場・協議会（仮称）」の設立合意
18年度	「福祉のまちづくりの場・協議会（仮称）」モデル地区・拠点の設立 「福祉のまちづくりの場・協議会（仮称）」モデル地区・拠点での住民福祉活動の推進
19年度	モデル地区活動の評価と推進 活動地区・拠点の拡大検討

2 - 「福祉のまちづくりの場・協議会（仮称）」への「地域福祉コーディネーター」の配置

社協は、「福祉のまちづくりの場・協議会（仮称）」を中心とした、地域住民による小地域での住民福祉活動の推進のために、住民からの相談対応、住民同士や関係機関などとの連絡調整、情報収集などを行う「地域福祉コーディネーター」を配置していきます。なお、「地域福祉コーディネーター」は、地域住民と協働して次のような役割を担います。

「福祉のまちづくりの場・協議会（仮称）」を、住民の誰もが楽しく気軽に交流できる活動拠点になるように、まちの中のサロンのような運営を地域住民とともに進めます。

地域住民のちょっとした生活課題（朝のゴミ出し、電球の交換など）に関する相談に対しては、「地域支援ボランティアグループ（仮称）」を結成するなど、地域住民同士で解決を図っていく体制作りを地域住民とともに進めます。また、住民同士での解決が難しい相談・課題については、他の適切な相談窓口につなぐ連絡調整役を担います。

「福祉のまちづくりの場・協議会（仮称）」を拠点に地域の自治会、民生委員・児童委員、子ども会、PTA、老人クラブ、商店街、学校、企業、ボランティア、NPO 団体、福祉施設、病院など、関係機関の互いの強みや特性を活かし、住民ニーズの把握や住民の孤立を防ぐための交流活動、要介護状態にならないための介護予防教室、健康増進活動などを実施します。

地域の中で、挨拶をしあうなど交流のあるまちは、防犯や防災、マナーアップ対策に有効といわれています。日常生活の中で、住民が気軽に取り組める防犯・防災活動やあいさつ運動などを住民とともに推進し、個人情報の保護にも留意しながら、お互いに顔の見える関係づくりと地域づくりを進めます。

17年度	「地域福祉コーディネーター」配置に向けての立川市行政との協議 「地域福祉コーディネーター」の配置合意
18年度	「地域福祉コーディネーター」の配置 小地域住民福祉活動の推進
19年度	「地域福祉推進検討委員会(仮称)」における評価と推進

3 - 「地域懇談会」の開催による地域課題の把握とその解決の推進

社協は、これまでも関係機関との連携により、地域課題の把握とその解決の推進を目的とした「地域懇談会」を市内で開催してきました。今後も「福祉のまちづくりの場・協議会(仮称)」の設立に向けて、市民や立川市行政と連携して「地域懇談会」を順次、市内各地域で開催します。

社協は、地域住民や関係機関と連携して「地域懇談会」を開催しながら、地域の課題に関する情報交換・意見交換を進め、「福祉のまちづくりの場・協議会(仮称)」が設立された際の運営の核となる地域のリーダー的な人材を育成します。

17年度	「地域懇談会」開催地区の決定(2地区) 開催方法の検討と関係機関・団体との調整・協議 「地域懇談会」の開催(概ね2ヶ月に1回程度の開催(防災をテーマにした会も含む)) 地域のリーダー人材の育成 「福祉のまちづくりの場・協議会(仮称)」の設立合意
18年度	新たな地区での「地域懇談会」の開催
19年度	17年度、18年度事業の他地区での実施

4 - 「支えあいサロン」の促進と「グッドネイバー運動」の発展

「支えあいサロンの促進」

社協は、住民の誰もが地域のなかで孤立した生活を送ることがないように、住民のたまり場、交流の場としての「支えあいサロン」活動を推進し、小地域での支えあい、課題解決活動をすすめます。また、サロンの仲間で自ら解決できない課題があった場合は、関係機関との連携のもとに課題の解決を図

ります。

「グッドネイバー運動」の発展

社協は、地域の中でだれもが気軽にたすけあうことが出来る地域社会をつくることを目的に、第1次「立川あいあいプラン21」において計画された「グッドネイバー運動」を推進してきました。現在、指定した4地区（柴崎町、栄町、若葉町、西砂・一番町）では、それぞれの地域の特性を活かした住民活動が展開されています。今後は「福祉のまちづくりの場・協議会（仮称）」の設置の検討とあわせて、グッドネイバー運動推進団体と、推進体制や今後の事業展開などの検討を行います。

住民による地域の生活課題の把握と相談機関との連携

社協は、グッドネイバー運動での住民交流事業や支えあいサロン活動などをおした、住民による地域の生活課題の把握と福祉活動の推進に協力していきます。住民同士で解決できない課題があった場合は、地域の関係機関と連携して課題の解決が図れるように支援していきます。

17年度	「支えあいサロン」実施団体の支援と実施団体増加の取り組み 「グッドネイバー運動推進団体」との今後の取り組み協議
18年度	「福祉のまちづくりの場・協議会（仮称）」における住民福祉活動の推進（モデル地区による）
19年度	「福祉のまちづくりの場・協議会（仮称）」における住民福祉活動の推進団体の増加

目標2：ボランティア・NPO活動の推進

経済の長期的な低迷、少子高齢社会の進展、規制緩和、地方分権型社会への移行など、私たちを取り巻く社会環境、生活環境は激しく変化をしています。また、市民のライフスタイルや価値観なども大きく変化し、市民生活における課題も多様化してきました。こうしたなか、阪神・淡路大震災や平成10年（1998年）に制定された特定非営利活動促進法（NPO法）などを契機に、ボランティア活動・市民活動のあり方も多様化し、行政のサービスだけでは解決できない課題に取り組む団体や、公益性を基本に自分たちの社会のあるべき姿を求めて、先駆的かつ柔軟できめ細かい活動やサービスを提供するボランティアや市民活動団体が増加しています。

これからの地域社会は、さまざまな分野での市民参画や市民と行政の協働によるまちづくりを推進し、市民の生活課題の解決や住みよい社会を構築していく必要があります。

具体的な取り組み

1 市民参画による「市民活動センターたちかわ」の運営

「市民活動センターたちかわ」は、従来の「立川ボランティアセンター」を発展させて、平成 15 年（2003 年）4 月に立川市と共同して設立されました。「市民活動センターたちかわ」は、「市民文化の創造」を使命に、市民がともに学び、参加し、交流することによって、豊かな暮らしや地域社会を自ら考え創りだすことを目指し、市民の多様な価値観、活動分野、活動形態を分断することなく、包括的な視点で人や活動をつないでいく中間支援組織¹の役割を担っています。今後も、市民による主体的なセンター運営をしていくために、公募市民を含めた幅広い多様な市民の参画を得た運営委員会を組織し、課題対応型の専門部会を設置しながらセンター事業の企画立案、実施、評価を行う運営を進めます。

17年度	新たな「専門部会」設置の検討 「専門部会」と市民・関係機関との連携の強化
18年度	市民主体による市民活動の推進
19年度	「市民活動センターたちかわ」の拡充と市民活動の推進

2 市民参画による政策提言と市民と行政の協働の推進

立川市行政では、平成 15 年度を「市民参加元年」と位置づけ、立川市第 2 次基本計画の策定をはじめ、「地域福祉計画」、「新庁舎建設基本構想」、「夢育て・たちかわ子ども 21 プラン」などの分野別計画の策定においても、公募市民を中心とする計画づくりを進めてきました。「市民活動センターたちかわ」は、平成 15 年度から平成 16 年度まで担ってきた「立川市第 2 次基本計画策定市民会議」の運営と「市民からの提言」の提出業務で培った、新しい市民との出会いや経験などを活かしながら、立川市を中心とする行政機関と市民の中間にたって市民と行政の協働の推進を図ります。

「市民活動センターたちかわ」は、行政施策への市民参画や市民と行政の協働によるまちづくりが楽しく豊かに推進できるよう、立川市における市民参加の指針となる市民参加条例（仮称）のあるべき姿などを研究する市民会議を開催します。また同時に、公共施設の複合活用等、立川市行政への政策提言を支援します。

¹ 中間支援組織・市民活動の推進などにあたって、市民と行政、ボランティアと福祉施設、市民活動団体と企業などの間に位置して、活動の調整や連絡などを行う組織

17年度	市民参加条例(仮称)研究市民会議メンバーの募集(公募) 市民会議の開催(ワークショップ、行政職員や議員との懇談会、勉強会など)
18年度	市民会議の継続
19年度	市民及び立川市行政への研究成果の公開

3 市民、ボランティア、NPO団体、企業、学校のネットワークの形成

現在の市民生活では、災害や犯罪に不安を抱えて生活したり、孤立して子育てに悩んだりなど、日々の暮らしの課題が多様化し深刻化している状況がうかがえます。一方、「ボランティア」、「NPO」、「市民参画」をキーワードに、多くの市民が生活のさまざまな場面で多様な活動をしています。

これからの地域社会においては、ボランティアグループ、NPO団体、企業などの民間団体相互のネットワークの形成や、さらに民間団体と学校、行政などが、それぞれのアイデアや得意とする分野などでつながりを深め、ネットワークを強固にしていくことによって、市民生活が豊かになり、単独の機関では困難な課題を解決できる可能性も生まれます。「市民活動センターたちかわ」は、市民の持つ力やそれぞれの機関・団体の力が多面的に発揮されるよう、市民力の引き出しや調整役を担うとともに、その連携を強化し、「寄附文化の創造²」や団塊の世代の退職後の市民活動への参加などを考える「2007年プロジェクト」を立ち上げて、市民活動の推進やネットワークの形成を図っていきます。

17年度	高次脳機能障害者家族会など当事者組織の支援と他機関との連携の推進 民間団体相互のネットワークによる「寄附文化の創造」の検討 団塊の世代の市民活動への参加支援などを考える「2007年プロジェクト」の立ち上げ 企業やNPO法人などとの協働事業の積極開催
18年度	市民活動への参加を促す「市民活動アクションプログラム」の作成と地域への情報提供 「寄附文化の創造」に関する報告書の作成と企業、市民活動団体などへの配布
19年度	市民活動アクションプログラムの推進と市民活動への参画の評価

² 寄附文化の創造…市民活動団体などの使命や課題解決活動に対する賛同の意思表示として、資金提供をすることが、市民風土として広がり根付くこと

4 - ボランティア・市民活動団体の活動支援

「市民活動センターたちかわ」は、市民のボランティア・市民活動への参加のきっかけづくりや市民活動団体の自立した活動を支援していくために、資金助成事業や機材の貸出し事業などを充実します。

17年度	市民審査による「市民活動団体助成事業」(年間2回)による市民活動の振興 市民活動団体の利便を図るための印刷機、パソコンなどの貸出し機材や活動スペースの貸出しの充実 農業体験や就労体験など新たな活動プログラムを加えた「夏！体験ボランティア」の充実 市民の関心が高まっているNPO法人の設立に寄与することを目的とした「NPO設立ガイドンス」の実施 ボランティアグループやNPO法人からの開催要望の高い、会計や税務などの実務講座や団体運営、資金獲得、広報などのマネジメント講座の開催 ボランティア・市民活動中の万一の事故に備え、安心して活動するためのボランティア保険の加入促進
18年度	事業の継続、充実 「福祉のまちづくりの場・協議会(仮称)」モデル地区の設置
19年度	事業の継続と充実

目標3:市民の主体的な学びの支援

市民のだれもが、生涯にわたって楽しくいきいきと生活していくためには、市民生活のさまざまな分野に関する学習を市民自らが主体的に行っていくことが大切です。また、住民主体の福祉のまちづくり、支えあいの地域づくりを進めていくうえでも、地域や学校といった場で、福祉教育の推進や市民の主体的な学びの場づくりを行っていく必要があります。そのためには市民が身近なところで多様な情報を収集し、学ぶ機会が得られるとともに、魅力ある学習会や講座などを行う団体が、地域に多数あることが重要となります。市民が必要な情報や知識を得る機会が無いために自らの権利を失わないよう、市民自らがさまざまな分野についての関心を高め、主体的に学んでいくことができる機会づくり・場づくりを地域レベルで支援していきます。

具体的な取り組み

1 - ボランティア・市民活動情報の受発信の強化

社協は、市民の学習機会や市民活動の促進を目的に、多様な市民活動団体などが行う、さまざまなセミナーや講座などの情報を提供します。また、ボランティア・市民活動団体が市民に対して情報を手軽に公開・提供できるよう、社協ホームページや「あいあい通信」、「市民活動センターたちかわ通信」などの内容を市民参画により充実し、ボランティア・市民活動に関する情報提供を強化します。

17年度	最新の魅力ある学習情報などを市民に提供することを目的とした、社協のホームページの定期更新と内容の充実 市民活動センターたちかわ通信とホームページの、市民参画による作成と内容の充実(運営委員と公募市民による作成) 「あいあい通信」と「市民活動センターたちかわ通信」の合併号の発行による、市民活動団体などのイベントやボランティア募集などの情報提供の強化 情報が見やすく、手に取りやすい市民活動情報コーナーの整備
18年度	平成17年度事業の評価に基づく、市民に対する効果的な情報収集・提供の検討
19年度	情報の受発信事業の継続・強化

2 - 地域における多様な学習の場の設定

社協は、市民が身近な地域で気軽に楽しく市民活動や福祉制度について学べるように、市民生活の多様な分野に関する出前講座の実施や市民参画によるワークショップの開催を関係機関と連携しながら支援します。

社協は、NPO 団体などの多様な市民活動団体が実施する市民の主体的な学習活動や、市民の生活課題解決のために開催されるフォーラムなどの広報周知・開催支援などをとおして、市民活動団体の支援を進めます。

社協は、福祉、保健、医療分野などの専門機関が集まり、地域ケアに関する意見交換・課題検討・ネットワーク形成などを行う「地域ケア会議」の充実、および市民と関係機関が地域福祉について語り合う「地域福祉市民フォーラム」を開催します。

「市民活動センターたちかわ」は、多様な分野で活躍される市民を講師に招き、その人の取り組みや人柄などに触れることをとおして市民活動について学び、市民の学習や市民活動の推進に寄与する、「市民おもしろ大学」を充実します。

17年度	自治会、市民活動団体などへの出前講座のPR 市民、関係機関と連携した「地域福祉市民フォーラム」の開催 「市民おもしろ大学」の開講、充実 市民活動団体事業の広報周知・開催支援
18年度	事業の継続・強化
19年度	事業の充実・評価

3 - 学校教育における市民学習・福祉教育への支援

学校教育における市民学習・福祉教育は、児童・青少年のなかにも生きる共生社会や地域社会について考える機会をつくり、地域福祉を進めていくうえでの人材の育成の面でも重要な役割を担っています。社協は、現行の「総合的な学習の時間³」が導入される以前から、福祉教育を推進し、地域全体が子どもたちの成長に関わる大切さを、市民と共有出来るように取り組んでいます。特に市内小中学校においては、学校や市民と協力して、授業のプログラムづくりの支援を数多く行ってきました。今後も「市民活動センターたちかわ」の活動を中心として、学校と地域の関係者が話し合う場を大事にし協働しながら、学校教育における市民学習・福祉教育への支援を推進していきます。

市内の学校が実施する「総合的な学習の時間」に関する地域支援として、児童・生徒と市内の福祉施設との交流の機会づくりや、地域住民の協力を得た出前による授業づくり・プログラム作成の支援を進めます。

「総合的な学習の時間」に協力する市民の授業プログラムの企画や、市民と学校が連携した主体的な授業づくりに寄与していくために、「総合的な学習の時間」に関する「地域の協力者向け研修」を実施します。

立川市教育委員会と共催して、「総合的な学習の時間」が地域と連携した充実したプログラムとなることを目的として、教員研修を行います。

導入が予定されている「都立高校の奉仕体験活動」に関する研究を学校関係者など、関係機関の協力を得て行います。

市内の学校に「夏！体験ボランティア」などのボランティア活動へのきっかけづくりにつながる事業の情報提供を強化します。

³ 総合的な学習の時間・子どもたちの「生きる力」の育成を目指し、各学校が創意工夫をこらしてこれまでの教科の枠を超えた教育活動が行える時間。

17年度	市内学校の「総合的な学習の時間」への地域住民による協力支援 「総合的な学習の時間」に協力する市民向けの学習会の開催 プログラム作成支援を目的とした教員研修の実施 学校への情報提供の充実
18年度	「都立高校の奉仕体験活動」に関する研究活動の実施
19年度	事業の継続と研究活動の検証

目標4：市民の権利を擁護するしくみづくり

現代社会においては、「振り込め詐欺」の多発や悪質な訪問販売などの悪徳商法による消費者被害が増加するとともに、家族機能の低下や家族介護の疲労などから、子どもや要介護高齢者に対する虐待なども社会問題になっています。誰もが安心した生活を送るには、知らない間に権利を失ったり、権利侵害されないようにしていく仕組みづくりを進めていく必要があります。

また、介護保険制度や障害者福祉における支援費支給制度の導入にみられるように、福祉サービスの利用は、自己選択・自己決定の理念により、本人と福祉サービス提供事業者の対等な関係に基づく契約による利用へと変化しました。そのため、たとえ認知症等により判断能力が低下したとしても、その人にあった適切な福祉サービスの提供などが行われていくよう、福祉サービスの利用や日常生活などを支援していく必要があります。

こうした社会情勢の中でも、一人ひとりの市民は人として尊重され、地域社会を構成する一員として、必要な情報を知り、財産や権利を侵害されることなく、地域社会に参加できる体制を築くことが重要です。

具体的な取り組み

1 - 「地域あんしんセンターたちかわ」の機能強化

社協は、判断能力の低下した市民の福祉サービスの適切な利用が図られるように、「地域福祉権利擁護事業⁴」の実施や「成年後見制度⁵」の利用に関する相談対応、福祉サービス利用に関する「苦情対応」など、市民の権利を護る総合的なセンターとして、「地域あんしんセンターたちかわ」を、客観性や中立性を保ち、また専門性を高めるために、学識経験者、弁護士、医師、社会福祉士、関係団体職員、民生委員などの市民参画を得ています。

⁴ 地域福祉権利擁護事業・判断能力の低下した市民の自己決定を尊重し、福祉サービスの利用援助、日常生活の金銭管理、重要な書類等を預かるサービスを本人との契約により実施する事業

⁵ 成年後見制度・判断能力が十分でない市民を保護するために、そうした方が行うべき法律行為や財産管理などを他の者が代理して行うことを有効にすることによって支援するための制度

「地域あんしんセンターたちかわ」は、地域の在宅介護支援センター、介護支援専門員（ケアマネジャー）、民生委員・児童委員協議会、消費生活センター、医療機関、金融機関などの関係者・団体との連携により、機能を強化して次の事業を実施します。

判断能力の低下した市民が、適切に福祉サービスの利用やその契約などが行えるよう、地域福祉権利擁護事業や支援費制度利用支援事業を実施します。

判断能力の低下した市民の法律行為の代理や日常生活を支援する制度である「成年後見制度」について、弁護士、司法書士、社会福祉士などと連携した講座・講演会などを開催し、同制度の普及を図ります。また、地域の司法書士会の協力を得て、「成年後見制度」の家庭裁判所への申立て方法や実際の後見業務などに関する「専門相談」を実施します。

「成年後見制度」を活用する際に、他に適切な後見人等がない市民を対象に、社協が法人として後見人等を受任し、判断能力の低下した市民の身上監護⁶や財産管理をモデル的に行います。なお、このモデル事業については東京都の「成年後見制度活用あんしん生活創造事業」を立川市行政との連携のもとに活用し、運営委員会等での事業評価を行い、本格的な実施体制の構築に向けて準備を進めます。

保証人がいないために民間賃貸住宅などに入居できない市民の住宅確保のために、「住宅保証人制度（仮称）」の実施を立川市行政と検討し、精神障害をもつ方の社会的入院の解消や身寄りのない高齢者の住宅の確保に寄与していきます。この制度の実施に際しては、立川市行政、在宅介護支援センター、民生委員・児童委員協議会、地域の不動産業者など関係機関・団体と連携した体制の整備を進めます。

乳幼児や高齢者などへの家族等による虐待の防止やその対応を図るため、立川市行政や民生委員・児童委員協議会などの関係機関とのネットワークに基づいた「虐待防止対応チーム（仮称）」の結成を検討します。

福祉サービスの適切な利用や権利侵害を防止するため、福祉サービスの利用に関する苦情相談を受け付け、利用者と福祉サービス提供事業者間の調整、解決案などの提示を行います。

「振り込め詐欺」や「架空請求」などの悪徳商法による市民の被害を防止するため、弁護士や市民劇団、警察署などとの協働による「悪徳商法撃退キャラバン」を実施します。

市民からの相談が多い「相続」に関する専門相談を NPO 法人の協力を得

⁶ 身上監護・日常の身の回りのことや身体が要介護状態などになったときに、福祉サービスの利用などの利用を配慮したりすること

て行い、市民参画による課題解決に寄与します。

判断能力が低下したり、要介護状態になっても、その人らしい生活が送れるように、住民が行う「支えあいサロン活動」への参加や「総合的な学習の時間」などの地域活動への協力など、社会参加や生きがいにつながる支援を「市民活動センターたちかわ」や住民と連携して進めます。

17年度	地域ケア会議(在宅介護支援センター連絡会)への参加と連携 地域福祉権利擁護事業、支援費制度利用支援事業の充実 成年後見制度に関する講座・講演会の開催 司法書士の協力を得た成年後見制度に関する「専門相談」の実施 法人後見のモデル受任(3~5ケース)と実施体制の検討 「住宅保証人制度(仮称)」、「虐待防止対応チーム(仮称)」結成に関する立川市行政との協議 悪徳商法撃退キャラバンの推進 NPO法人との協働による「相続相談」の開始 「市民活動センターたちかわ」との連携による市民参加の推進
18年度	17年度事業の継続、強化 法人後見の継続とモデルケースの評価 「住宅保証人制度(仮称)」の実施 「虐待防止対応チーム(仮称)」の結成と運営の検討
19年度	18年度事業の継続、評価の実施 「虐待防止対応チーム(仮称)」の運営 「地域あんしんセンターたちかわ」の体制整備による法人後見の実施

2 - 関係機関とのネットワークに基づく福祉サービスの質の向上

社協在宅介護支援センターは、地域における高齢者ケアシステムの中核機関として、高齢者等の福祉に関する総合相談窓口を開設するとともに、関係機関・団体が参加する地域ケア会議を開催し、地域型在宅介護支援センターの統括・支援、介護支援専門員・介護サービス事業者に対する支援、地域支援に関する事業の課題把握や総合調整等を継続的に進めるために、次の事業を行います。

また、社協が経営する福祉作業所は、市内の福祉作業所と共同して「小規模作業所連絡会」を開催し、利用者の自立支援などに寄与する情報交換とネットワークの形成などの活動をすすめています。

社協は今後も、福祉制度の見直しの動向などを踏まえながら、地域ケアの推進や市民への福祉サービスの質の向上のために必要となる地域の関係機関・団

体間の連絡調整、ネットワークづくりを計画的に推進します。

介護保険事業者連絡会や介護支援専門員連絡会を立川市行政と共催し、サービス提供事業者や介護支援専門員（ケアマネジャー）に対する行政情報・介護保険情報やその動向の周知、各種研修の実施、事例検討等を行い、市民へのサービスの質の向上を図ります。また、介護支援専門員研修を新任研修、現任研修、専門研修といった体系に基づいて実施します。

在宅ケアの中心となる訪問介護事業については、「訪問介護事業者連絡会」を開催し、管理者及びサービス提供責任者の情報交換の促進を図り、市民への介護サービスの質の向上を目指します。

市内関係機関との協働により「立川市高齢者ケア研究会」を定期的で開催し、在宅介護支援センター、介護支援専門員（ケアマネジャー）、介護サービス事業者、関係団体、各種専門職間の連携を進め、地域ケアのネットワーク形成と市民へのサービスの質の向上を推進します。

社協は、市内の小規模福祉作業所と連携して「小規模作業所連絡会」を開催し、福祉作業所間の情報交換、立川市行政との委託事業などに関する連絡調整、各種イベントへの手作り作品の出店販売など、福祉作業所や利用者の自立支援につながるネットワークを構築します。

市民の福祉サービスの適切な利用や福祉サービスの質の向上に資するよう、サービス事業者情報の、市民への周知を図るとともに、「福祉サービス提供事業者による公開プレゼンテーション」や「福祉サービス提供事業者と市民の懇談会」などの開催を「福祉のまちづくりの場・協議会」において行うことを検討します。

17年度	地域ケア会議の推進・充実 介護支援専門員連絡会幹事会の設置と連絡会の充実 介護支援専門員研修のプログラム強化・推進 介護支援専門員個別相談窓口の開設・相談対応 高齢者ケア研究会における多職種参加による情報交換の推進 ケアプラン個別評価のモデル実施 訪問介護事業者連絡会の推進による訪問介護の質の向上 市内小規模作業所連絡会によるネットワーク形成の強化 介護保険制度・障害者福祉制度の見直しに関する情報の周知
18年度	関係機関のネットワーク形成による課題把握と地域支援体制の構築 介護保険制度見直しへの対応と市民・関係団体との情報共有
19年度	18年度事業の継続、評価の実施

3 - 地域包括支援センターの運営

介護保険制度の見直しにあたり創設が予定されている「地域包括支援センター」は、地域における総合的なマネジメントを担う中核機関として、地域の高齢者の実態把握や相談対応、関係機関とのネットワーク形成などを行う「総合的な相談窓口・支援機能」、「予防給付」のマネジメントを含む「介護予防マネジメント」、介護サービスのみならず、介護以外の様々な生活支援を含む「包括的・継続的なマネジメント」や介護支援専門員への支援体制の構築、

虐待防止等を含む権利擁護事業、という4つの基本機能を担うセンターとされています。社協は、地域住民、立川市行政、関係機関・団体との連携に基づき、地域ケアの推進に必要な地域包括支援センターの設置、運営について検討し、地域の包括的な支援を進めていきます。

17年度	立川市行政との協議
18年度	地域包括支援センターの設置、運営
19年度	地域包括支援センター事業の充実

目標5：市民の生活支援のための相談体制・情報提供の充実

市民が地域において安心した生活を送るには、さまざまな生活上の課題に対して適切に対応していくことのできる相談窓口が地域に整備され、市民が身近に活用していけることが必要です。また、課題の複雑化に伴い一つの機関のみではなく、機関・団体間のネットワークのなかで連携をとりながら対応していくことがますます求められています。さらに地域のニーズの発見、予防の取り組み、支えあいの観点からは、地域住民同士の連携を深めるとともに、地域住民と専門機関・専門職が連携して地域の課題に取り組んでいくことが大切です。そのために、社協は市民の取り組みを支援し、関係機関・団体と連携しながら次の事業を推進します。

1 - 相談機関間の連携強化

悩みや生活課題のある市民の誰もが利用しやすいよう、地域の様々な相談機関・団体に関する情報を社協の広報紙やホームページへ掲載し、市民への情報の周知を進めるとともに、様々な媒体を通じた広報、周知を行います。

地域のさまざまな相談機関が、それぞれの機能を果たしながら、市民の相談に対応していくとともに、相談内容によっては、相談機関が有機的に連携し、ネットワークのなかで市民の課題解決が総合的に図られるように、

相談機関間の情報交換と連絡調整を進めます。

福祉、保健、医療分野などの専門機関が集まり、地域ケアや権利擁護に関する意見交換・課題検討などを行う「地域ケア会議」を充実し、機関間の連携、専門機関と地域住民の連携を進めます。

17年度	「あいあい通信」やホームページなどによる相談機関の紹介記事の掲載 地域ケア会議の充実による相談機関間の連携強化
18年度	多様な相談機関による情報交換や課題解決のための連絡会の開催
19年度	地域の相談機関ネットワークの充実

2 - 地域におけるニーズの早期発見と予防の取り組みの推進

地域における市民のニーズが早期に発見され、早急な対応が行われるように、地域住民と相談機関のネットワーク形成を進めます。また、見守りが必要な世帯（独居の虚弱高齢者、障害者、夜間子どもが一人になる世帯等）には、本人の希望により、緊急連絡先や地域の関係機関が記載してある「地域ネットワークカード（仮称）⁷」などの活用を立川市や関係機関と検討します。

介護保険制度の見直しにおいて重視されている要介護予防の取り組みと介護予防マネジメント機能の強化に向けて、地域のシステムづくりと機能の強化を、関係機関・団体、及び地域住民との連携・参加のもとに進めます。

17年度	「地域福祉推進検討委員会（仮称）」における「地域ネットワークカード（仮称）」の内容検討 介護予防マネジメントに関するプロジェクトの設置と情報の収集・実施体制の検討
18年度	モデル地区における「地域ネットワークカード」の配布検討 地域における介護予防マネジメント体制の整備支援 住民福祉活動と連携した要介護予防の取り組みの推進
19年度	17年度、18年度事業の充実、評価

3 - 専門相談事業の充実

(1) 社協あいあいステーションの充実

⁷ 地域ネットワークカード（仮称）・・・緊急連絡先や関係機関の連絡先等が記載してあるカード

社協は、誰もが、いつでも、身近なところで法律等の専門的な相談ができるように、駅前の好立地や休日等にも対応する営業日時を活かして、伊勢丹立川店内に「社協あいあいステーション」を設置しています。今後は、行政などの相談事業とも連携して市民の多様な課題に対応した専門相談体制を一層充実させます。社協あいあいステーションでは、弁護士、司法書士、社会福祉士、税理士、社会保険労務士、介護支援専門員（ケアマネジャー）、相続アドバイザーなどの多様な専門職の協力を得て、質の高い専門相談を行い、市民の生活課題解決に寄与します。

平成17年度 社協あいあいステーションの相談事業

相談の種類	実施日	実施時間	相談員	概要
法律相談	毎月第1、3、4、5土曜日と、毎月第3火曜日	午後1時～午後4時	司法書士または弁護士	予約制 (一人45分以内)
税金相談	偶数月の第2日曜日	午後1時～午後4時	税理士	予約制 (一人45分以内)
年金・労働相談	偶数月の第4日曜日	午後1時～午後4時	社会保険労務士	予約制 (一人45分以内)
高齢者生きがい相談	毎月第2、4水曜日	午後1時～午後4時	健康生きがいづくりアドバイザー	予約制 (一人90分以内)
高齢者在宅介護相談	偶数月の第1水曜日	午後1時～午後4時	ケアマネジャー	予約制 (一人60分以内)
成年後見相談	毎月第2土曜日	午後1時～午後4時	司法書士及び社会福祉士	予約制 (一人60分以内)
相続相談	毎月第2、4火曜日	午後1時～午後4時	相続アドバイザー	予約制 (一人60分以内)

(2)心のふれあい相談・アルコール相談の充実

社協は、民生委員・児童委員協議会の協力を得て、家庭での悩みごとやちょっとした心配ごとなど、あらゆる分野に関する相談対応を行う「心のふれあい相談」を実施します。また、東京立川断酒新生会の協力により「アルコール相談」を実施して、アルコール依存の防止やその家族の課題などに対応します。

相談の種類	実施日	実施時間	相談員	概要
心のふれあい相談	毎週火曜日、木曜日	午後1時～午後4時	民生委員	予約不要、電話も可
アルコール相談	毎週第2、4水曜日	午後1時～午後4時	東京立川断酒新生会スタッフ	予約不要、電話も可

4 - 地域のセーフティネット⁸の構築

介護保険制度や支援費制度にみられるように、福祉サービスの利用が行政による措置制度から市民と事業者との契約による利用に変わりました。契約制度においては、適切な契約を結ぶための契約支援の取り組みとともに、制度の狭間などにあってサービスが利用しにくい生活状況にある方や、複雑な課題を抱えて契約が困難な方々に対しても、福祉サービスが必要な市民には適切な支援が行われるように、地域におけるセーフティネットを構築していく必要があります。社協は、総合的な相談支援機能と訪問介護、デイサービス、福祉作業所などの生活支援サービス提供機能、生活福祉資金貸付事業等の総合的な相談対応・生活支援を実施し、立川市行政をはじめとした地域の多様な関係機関・団体とのネットワークを活かして、地域におけるセーフティネットを構築します。

「福祉のまちづくりの場・協議会（仮称）」では、生活課題を抱えた市民のニーズ把握し、相談等があった場合は、地域住民自身の取り組み機能を活かして可能な範囲の応急支援を行う体制を地域のなかで整備するとともに、関係機関との連携に基づいた相談対応・支援を行います。

⁸ セーフティネット…援助が難しい方々の最終的な支援の網

「立川あいあいプラン21」推進のために

計画の推進体制

1 - 「地域福祉推進検討委員会(仮称)」の設置

第2次「立川あいあいプラン21」を進めるにあたって、市民参画の「地域福祉推進検討委員会(仮称)」を設け、事務局を立川市行政と社協とが共同で担い、主要な取り組み等について検討し、市の行政計画などとも整合性を図りながら計画を推進していきます。そのすすめ方や委員会の役割などについては次のように考えています。

「地域福祉推進検討委員会(仮称)」では、「立川あいあいプラン21」の推進における進捗管理、評価、推進に必要となる取り組みの検討と提言を行います。

「地域福祉推進検討委員会(仮称)」は、地域住民、関係機関・団体などから幅広く参画を得るとともに、社協の理事会や各種委員会の取り組みとの整合性を図りながら、地域の関係機関・団体との連携のもと、「立川あいあいプラン21」の推進に努めます。

「立川あいあいプラン21」は今後5年間の推進計画ですが、社会環境の変化や社会の要請に柔軟に対応するため、具体的な取り組みに関しては、必要な見直しを3年を目安として予定しています。そのために、具体的な取り組みは当初の3年間の取り組み内容を記載してあります。

「地域福祉推進検討委員会(仮称)」での議論の内容や、「立川あいあいプラン21」の進捗状況については、社協の機関紙「あいあい通信」などの広報媒体を通して、市民の皆さまにお知らせしていきます。

社協の組織基盤整備・充実強化

本計画の円滑な推進のためには、推進役としての社協の組織基盤整備・充実強化が必要となります。以下に必要な取り組みを示しています。

1 - 組織全体の活性化

法人役員等の選出方法や役割等のあり方を検討し、理事会、評議員会等委員会活動の強化を図るとともに、組織のマネジメント体制を強化します。

計画の推進に即して事務局体制を整備・強化するとともに、職員の資質向上・専門性の向上を図ります。

マネジメントの考え方にもとづく組織経営により、「住民主体による福祉コミュニティづくり」という組織の使命のもと、目標管理による事業展開および予算管理を行い、健全な組織経営に努めます。

法令遵守と情報公開に努め、事業の透明性を図ります。

社会状況の変化に応じて、組織内の規程類やマニュアルの整備などを推進します。

2 - 地域福祉推進のための財源の確保と基盤となる会員会費制度の強化

社協の基本となる財源である社協会員の会費については、社協活動の PR を含め、市民に対して会員制度の趣旨説明を徹底し、市民の理解を得るとともに、誰もが会費を納入しやすいシステムを検討します。

収益事業などの経営により、自主財源の確保に努め、その財源を地域福祉推進のための活動費に充てていきます。

地域福祉推進の財源確保のため、市民への寄附の呼びかけや基金の運用について検討します。

第2次「立川あいあいプラン21」策定までのプロセス

策定委員会

「あいあいプラン21」を住民の方々と創り上げていくために、公募市民および関係機関・団体、学識経験者13人からなる策定委員会を設置し、計画の検討を行いました。

回数	実施日	出席者数	内容等
第1回	16.6.24 (木)	11名	・「立川あいあいプラン21」について（前プランの総括とこれまでの経緯） ・「立川あいあいプラン21」策定のすすめ方について
第2回	16.8.3 (火)	12名	・地域福祉市民活動計画策定の背景、考え方について ・策定委員会の今後のすすめ方について
第3回	16.9.10 (金)	8名	・問題解決の手法を学ぶことを主眼にしたワークショップ「日ごろ感じている地域の福祉課題（生活課題）」①
第4回	16.10.14 (金)	12名	・問題解決の手法を学ぶことを主眼にしたワークショップ「日ごろ感じている地域の福祉課題（生活課題）」②
第5回	16.11.8 (月)	11名	・計画策定に向けてのプロセスの確認
第6回	16.12.14 (火)	7名	・計画の構成案について（基本目標案についての検討） ・計画策定までの今後のスケジュールについて
第7回	17.1.21 (火)	9名	・計画の構成案について ・もくじ案について
第8回	17.2.17 (木)	10名	・第1次「立川あいあいプラン21」の総括について ・重点目標、協働計画案について
第9回	17.3.17 (木)	11名	・第2次「立川あいあいプラン21」素案について
第10回	17.4.14 (木)	12名	・第2次「立川あいあいプラン21」案についての最終確認

内部プロジェクト

第1次「あいあいプラン」の見直しにあたり、社会福祉協議会の各部署から一人ずつスタッフを選出し、あいあいプラン見直しプロジェクトを設置、事務局内でも議論を重ねました。

【平成15年度】

回数	実施日	内容等
第1回	15.8.12 (火)	・プロジェクトの検討内容、スケジュールについて ・今後のプロジェクトの進め方について
第2回	15.8.27 (水)	・第1次「立川あいあいプラン21」の総括について
第3回	15.9.9 (水)	・今後のプロジェクトの進め方について

回数	実施日	内容等
第4回	15.10.1 (水)	・自分たちの思う理想のまちについて ・各部署ごとに行うグループワークの進め方について テーマ「自分たちの思う理想のまちについて」
第5回	15.10.21 (火)	・グループワークのまとめについて
第6回	16.1.23 (金)	・今後のスケジュールの確認について

【平成 16 年度】

回数	実施日	内容等
第1回	16.7.8 (木)	・今後のプロジェクトの進め方について ・地域懇談会の進め方について
第2回	16.12.8 (水)	・地域懇談会のまとめについて ・地域の福祉課題について
第3回	16.12.15 (水)	・地域の福祉課題について ・基本目標について
第4回	16.12.27 (水)	・地域の福祉課題について ・基本目標、重点目標について
第5回	17.1.25 (火)	・基本目標、重点目標、行動案について
第6回	17.2.8 (火)	・第1次「立川あいあいプラン21」総括 ・第2次「立川あいあいプラン21」重点目標・協働計画案について
第7回	17.2.9 (水)	・第1次「立川あいあいプラン21」総括 ・第2次「立川あいあいプラン21」重点目標・協働計画案について
第8回	17.2.12 (土)	・第1次「立川あいあいプラン21」総括 ・第2次「立川あいあいプラン21」重点目標・協働計画案について
第9回	17.2.22 (火)	・第1次「立川あいあいプラン21」総括 ・第2次「立川あいあいプラン21」重点目標・協働計画案について
第10回	17.3.2 (水)	・第2次「立川あいあいプラン21」素案について
第11回	17.3.8 (火)	・第2次「立川あいあいプラン21」案について
第12回	17.4.8 (金)	・第2次「立川あいあいプラン21」案について
第13回	17.4.14 (木)	・第2次「立川あいあいプラン21」案について
第14回	17.4.21 (木)	・第2次「立川あいあいプラン21」案について
第15回	17.4.27 (水)	・第2次「立川あいあいプラン21」最終案について

地域懇談会

「あいあいプラン21」および行政計画である立川市地域福祉計画策定にかかる課題把握と解決策の検討などのため、市内の5カ所において、住民との懇談会を行いました。

地区	実施日	参加者数	内容等
柴崎	16.7.21 (水)	20名	・地域における福祉課題の抽出と整理
	16.8.10 (木)	18名	・課題に対する解決策の検討
栄	16.8.20 (金)	14名	・地域における福祉課題の抽出と整理
	16.9.29 (水)	22名	・課題に対する解決策の検討
西砂一番	16.9.4 (土)	22名	・地域における福祉課題の抽出と整理
	16.9.25 (土)	15名	・課題に対する解決策の検討
若葉	16.9.6 (月)	19名	・地域における福祉課題の抽出と整理
	16.9.22 (土)	17名	・課題に対する解決策の検討
幸	17.1.22 (土)	21名	・地域における福祉課題の抽出
	17.2.26 (土)	22名	・課題の整理

事業者アンケート

社会福祉関係の事業者などの方々に、日頃の業務のなかからみえる課題を計画に反映させていくために、並行して「立川市地域福祉計画」を策定していた立川市と協働して「地域福祉に関する意見募集を行いました。

○実施方法 「『立川市地域福祉計画』及び『立川あいあいプラン21』策定のためのアンケート」を市内福祉関係事業者に配布

○期間 平成16年12月10日～12月25日

○意見の募集方法 郵送、FAX、電子メール

○設問内容 「日頃感じている地域の福祉課題（生活課題）について」

○回答数 32件

地域住民に対するアンケート

日頃、地域で活動を行っている住民の方々や、地域懇談会に参加いただいた方々に、計画の具体的な行動計画のヒントにさせていただこうと、地域で実際に行われている取り組みに関するアンケートを行いました。あげられた事例に

は、事務局側もつかんでいない事例も多く、改めて住民の方々の力を感じました。また、あわせてこの計画自体についてのご意見もいただきました。

○実施方法 アンケート用紙を地域懇談会参加者を中心に配布

○期間 平成 16 年 12 月 25 日～平成 17 年 1 月 15 日

○意見の募集方法 郵送、FAX、電子メール

○設問内容 「地域で行われている取り組み例を教えてください」

○回答数 24 件（複数回答あり）

内容
・超党派で、つまり地域ぐるみでの活動は行なわれていません。以下は、各自治会および各種団体での取り組みです。
①夜回り（夜警）、②朝のあいさつ運動、③高齢者と小学生の交流会、④子ども安全パトロール、⑤違法広告物撤去活動、⑥野良猫を増やさない活動、⑦資源回収
・若葉小には、「ホリデースクール若葉」の他に「ボランティアコーディネーター部会」があり、子どもたちの分科会単位で高齢者施設、コンビニエンスストア、近隣商店街等へのボランティア活動をエスコートする。PTAと地域住民が世話人となっている。
・若葉小学校の児童による「ゴミ出しボランティア」を実施している。若葉長団地自治会の役員がコーディネートしている。
・各地区での夏まつり、運動会等
・夏休み、冬休み中のパトロール（夜間）
・防災活動、草取り
・麦まき、麦刈り、うどん作り
・モノレール「柴崎体育館」周辺は、隔週日曜日早朝清掃をしています。町会（主に老人会）員6人でやっていますが、これが周辺の住民に広がればと思っています。町内には過去何回か呼びかけていますが、残念ながら今のところ参加者は増えてはいません。（清掃をしているのが）誰か、どんな（組織）団体かも認知されていないようで残念です。
・福祉の仕事としては、新聞、ダンボールなどのリサイクル収集の作業を通して、市内の方々と接し、自ら挨拶をする様になり、先方様から励ましの言葉、感謝の言葉を頂き交流となっている。
・自治会で「防犯パトロール中」のプレートを配布し、各自が自転車や門扉につけて心がけている。
・ご近所のご高齢者の見守りを心がけています。
・ふれあいフライデーと称して、月2回（金）若葉小学校の児童と地域高齢者との給食会を実施している。学級に対して7～8名の高齢者（給食代¥230）が参加。若葉町団地自治会の役員がコーディネーターとして、参加者の調整等をしている。
・けやき台団地自治会主催の「けやきサロン」や若葉町団地自治会主催の「ふらっと」等の「ふれあい広場」に参加した高齢者の話し相手と相談相手となる。学校が発行する「地域協力員」の腕章と警察発行の「防犯」の腕章を地域の各団体役員につけていただき、登下校を見守る。買い物は出来る限り下校時に合わせて腕章をつけて出かけてもらう。防犯に一役たてていただく。
・グッドネイバー若葉の役員は、引きこもり老人や自立困難な高齢者等の情報を耳にしたら、即担当地区民生委員及び在宅介護支援センター「わかば」に通報し対応していただく。

<p>・自治会主催で毎年、夏休みや年末に一週間くらい、町内の見まわりを交代で行っている。（防犯と次世代のコミュニケーションに役立っている。）</p>
<p>・商店街の活性化のためにハローチップを発行。（チップを台紙に貼り、一冊500円で商店街の買物ができる。）ハローチップでの抽選会を公園でやったり、2倍ハローチップの日など、町内のいろいろな世代の人たちが集まり楽しんでいる。（特にお茶屋さんなど、ハローチップ倍増の日に店内でお茶を飲みながらのコミュニケーションの場になっている。）</p>
<p>・くるりんバスの停留所が自分の店の前だったので、不要になったイスを数個設置したら、早めに来た高齢者のたまり場になった。（同じ時間に来る人が顔見知りになったり、店の売上も伸びた。）</p>
<p>・一番作業所では月1回松中小のふれあい交流室に行っています。始めてから2年近くになりますが、学校に行くと「あっ、作業所の人」と小学生が声をかけてくれたり「今日は何をするの？」と楽しみにしてくれている小学生がたくさんいます。また、松明まつりや天王橋会館で行われる行事（祭りや音楽祭）でも、「学校に来てるよね」「今度いつ来るの？」と声をかけてくれることもあります。それが今後どうなっていくのかは（子どもの心の中で）分かりませんが、知り合う、声を掛け合う仲間になれたのは大きな成果だと思います。また、グッドネイバーはじめ地域の方とも今までは団体の人としてしか分からなかったのが、「〇〇さんおはようございます」とあいさつを交わしたり、利用者に通所途中で声をかけてくれたり、休み中にあったことなどを作業所に報告してくれる方もいて、松中小の活動から出会い、ふれあい、見守りと横に広がってきています。作業所としてできること（外に出る。ふれあうなど）を通して、地域活動を進めていければと思います。</p>
<p>・子育て真っ最中のお母さんたち。元気で、パン作りを活動の芯にしています。メンバー以外の人で、体調を崩して気弱になっている人、障害をもった子を自宅で育てている人など、外に出にくい人への声かけが上手です。簡単なパン作りのときには教室に誘ったりしているようですが、なんとも自然でやさしさが感じられます。</p>
<p>・グッドネイバーの会報次号に小学生はご近所の独居老人宅の「ゴミ出し」をしている。との記事を掲載する予定で関係者の了承を求めている。警察署を定年退職した方が「シルバーポリス」を立ち上げ、町内にチラシを配布した。地域懇談会にもお招きした（参加されなかったが）。</p>
<p>・地域で廃品回収。自治会・老人会・子ども会で月に1回第3土曜日9時。</p>
<p>・「4月／交通安全推進大会参加」「6月／ゴミゼロ運動、子ども会主催・自治会・老人」「9月／社会奉仕の日、老人会主催」「11月／防災訓練の参加」「12月／年末町会夜警巡回を5日間」他、老人会では月1回福祉会館例会（歌ったり踊ったりおしゃべりしたり）3ヶ月に1度誕生日お菓子配り、1年2度80歳以上の方長寿のお祝いを贈り募金集金、春のお花見、秋の紅葉狩り、映画界、グッドネイバーの老人と子どもとの交流会、生活支援講座。</p>
<p>・私も自治会で（日本語教室を）発足させていただき3年目を過ぎてしまいました。外国文化の住民に対するの難しさを痛感しているところでもあります。外国人（帰国者も）と私たち日本人との話し合いの場をどうしても実現していきたいと思うයි。</p>
<p>・エコマネーの流通実験が行われている（17年1月末日まで、レストランサラにて）。</p>
<p>・懇談会后、個人で地域リサイクルポストの清掃を週1回休みの日に、きれいにしています。ここは、公園の近くにあり、可燃や不燃ごみも投げ捨てられていました。近くに居住の方がこのところあいさつをしてくれるようになりました。</p>
<p>・お年寄りとのふれあい交流会・・・地域ひとり暮らしの老人とジュニアリーダー及び子ども会の子達との交流会を年に1回実施している。参加者は年々増えている。</p>

・ 松中小学校の空き教室において、グッドネイバーのメンバーが交代で子どもたちとのかかわりを持って、手作り工作・話し相手を行う。外国人が隣にいるので、あいさつ、ゴミの出し方を説明する。日本の伝統を聞かれ七五三の着付けをする。一人暮らしの方への声かけと話し相手を心がけている。

・ 小学校であいさつを登校時にしている人はいますが、他の案は聞こえてきません。

・ 西砂小学校、校内の付近で「さわやかあいさつ委員」として朝時々運動に協力している。

・ 今年4月より我が地域でもあいあいパトロールを立ち上げるとのことです。我が家もこちらに引っ越してきて6年。幾度となく子どもたちが変質者の被害にあったこともあります。是非パトロールには協力していきたいし、また地域の方々にも呼びかけて行きたいと思います。ねむっている地域の善意を結集するには、自治会、子ども会、青少健など組織を通じて、更に積極的な呼びかけが必要だと思えます。

・ 私はグッドネイバーを通してそうですが、犬の散歩を通してずいぶんたくさんの人とあいさつをしたり仲良くなったりしています。特に、散歩をしていらっしゃる高齢の方、で良くお目にかかる方にはこちらから進んであいさつするようにしています。おかげでいつも楽しく、地域の方に親しみがわいてきます。『あいさつ運動』というのはどうもじっくりしません。自然な形での交流が一番よいと思えます。

地域懇談会での「声」～地域の現状・課題とその解決策

【柴崎町地区懇談会】

○第1回 日時 平成16年7月21日（水）午後7時～9時

場所 柴崎会館

参加人数 地域住民18人 策定委員4人

○第2回 日時 平成16年8月10日（火）午後7時～9時

場所 柴崎会館

参加人数 地域住民20人 策定委員2人

テーマ	課題	解決策
治安	一人暮らし高齢者の孤立防止や見守り	<ul style="list-style-type: none"> ・気軽に頼めるご近所関係があるまちづくり ・引きこもり高齢者のいないまちづくり ・地域の福祉施設の利用 ・高齢者に町会に入ってもらおう
	住宅地のひたつき・空き巣・不審者対策	<ul style="list-style-type: none"> ・二人で行動する、ひたつき防止PR等、皆がひたつきに気をつける ・警察と協力してパトロールを行なう ・無人の家は管理人がしっかり管理する ・柴崎公園で夜遅くまで騒いでいる人やホームレスに、近所の人が注意する
	駅周辺、商店街の治安が悪い	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯対策がしっかりしているイメージのいいまちづくり ・迷惑行為がないまちづくり ・客引きの取り締まりが強化されているまちづくり ・住民やビルの持ち主など、すべての人が治安に興味を持つ <ul style="list-style-type: none"> ・ウィンドーショッピングが楽しめる町、地域に密着したお店があるまち
公共物の管理と活用	小学校の周りの歩道が狭い	・学校と話し合い、植木を撤去して歩道を広げる
	家の出入口の前の歩道が凸凹で歩きにくい	・だれもが安全で住みやすいまちづくりを
	信号灯が見にくい場所がある	・発光ダイオードの信号灯に取り替えるよう働きかける
	モノレール下、緑地帯にポイ捨てが多い	・汚すことの出来ない環境を作る
子育て	乳幼児等が集まれる母子教室の場所が欲しい	<ul style="list-style-type: none"> ・学童保育所との共用や現在ある施設を有効利用し、多世代交流ができるような地域とのつながりの場に ・学校の余裕教室の利用を考える ・子ども家庭支援センターの機能を拡大する
	お母さんが行く場所がない、地域との結びつきが少ない	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児から入れるように、子ども会の規定を変える ・地域自治会との結びつきを早くからできるようにする ・行事や学校へ登校時の声掛け運動をする
	児童館がなく、ニーズにあった会館が欲しい	<ul style="list-style-type: none"> ・児童館の設置条件等を調べ、関係施設や団体と協力して進める ・1小の建替えの時に、地域住民が児童館設置の要望を反映させるようにする ・コーディネーターが多世代との交流をできるように、地域の人材をまとめる
	親育ちや地域との交流する場がない	<ul style="list-style-type: none"> ・親子で参加できるイベントを行う ・登校時などのあいさつ運動を継続する ・早くから自治会などと交流ができるように、子ども会への入会年齢を引き下げる

【栄町地区懇談会】

- 第1回 日時 平成16年8月20日（金）午後7時～9時
 場所 さかえ会館
 参加人数 地域住民14人 策定委員3人
- 第2回 日時 平成16年9月29日（水）午後7時～9時
 場所 さかえ会館
 参加人数 地域住民22人 策定委員3人

テーマ	課題	解決策
安心・安全	避難所への道が分かりにくい	・行政・民生委員・住民・社協が協力して防災マップを作る ・行政・民生委員・住民・社協が協力し、情報が統括できる自主防災組織を作る
	受け入れられる高齢者の見守り	・飲料の宅配サービスを利用し、高齢者に声かけを行う
交流	支えあうための地域交流づくり	・自治会の活性化 ・防災時の避難対策
	自治会の見直し	・気兼ねなく参加できるシステム ・役員負担の見直し ・色々な立場の人すべてを支えていくための自治会づくり
	様々な年齢の人達が気軽に集まることができる場所が欲しい	・高齢者が貢献できる場に ・遊びを通しての交流
福祉情報	子どもの見守り・安全情報が流れない	・子どもの登下校の見守り ・あいさつ運動などで、大人から声掛けを行う ・見通しのきかない植え込みを低くして見守りができるようにする ・昔ながら風習を伝えていく ・子ども110番の普及 ・危険な場所、事故、事件の情報を流す
	自治会に入っていない人に情報が流れない	・郵便局や銀行のような日頃の生活の場で情報を取り次げるようなくみづくり
	住民の福祉意識が低いために情報があっても受け取れない	・小学校からの積極的な福祉教育

【西砂・一番地区懇談会】

○第1回 日時 平成16年9月4日(土)午後1時30分～3時30分

場所 西砂公民館

参加人数 地域住民22人 策定委員3人

○第2回 日時 平成16年9月25日(土)午後1時30分～3時30分

場所 西砂公民館

参加人数 地域住民15人 策定委員2人

テーマ	課題	解決策
交流	高齢者の一人暮らしや高齢者世帯の安否確認が不安	<ul style="list-style-type: none"> ・見守りネットワークの制度見直し作業を行う ・知り合う機会をつくる ・立ち話を大事にする
	ふれあいの機会には継続性が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・1つの機会を設けるときの、色々な視点を持ち、協働する ・お年寄りをケアの対象とのみ捉えないで、時には教える側にまわす ・松明祭りやうどん作りなどの機会を大事にしていく ・あいあいパトロールを広める
	隣人同士、多世代の交流がない。高齢者世帯の緊急時対応への対策が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・趣味のグループ、子ども、市民農園等を介して、人のつながりをつくる ・花苗栽培を地域で取組む ・「農」を切り口に人のつながりをつくる
	外国人や帰国者との相互理解・国際交流の場を増やしたい	<ul style="list-style-type: none"> ・介護サービス等、色々なチラシを外国語でも作る ・地域の日本語教室を充実させる
	高齢者の見守り活動の充実を図る	<ul style="list-style-type: none"> ・見守りネットワーク制度の見直し ・地域交流の拠点づくり(情報発信の場) ・拠点も含めた住民のサポート体制づくり
	地域の横のつながりが希薄になっている	<ul style="list-style-type: none"> ・行事のみのつながりでない、地域の各団体が集まる場を作っていく ・他地区の例や中里地区の「防犯サイン」の取組などを参考にし、気が付いたことを個々にやれることから始める ・「ぼれぼれ」のような地域交流拠点は情報発信の場になり、誰もが集まれる場として活用していく ・幼児期からの交流(障害者等)や福祉教育 ・古きよき習慣や慣習を大事にし、西砂全体に広げる
	西武立川駅周辺の環境が使いにくい	<ul style="list-style-type: none"> ・西武立川駅周辺の使いにくい場所や危険な場所の環境の改善を行う
安全・公共物	公共施設で開催する講座の受講チャンスの拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館が講座数などを充実し活用しやすくする
	西砂小前の大型バス運行が危険	<ul style="list-style-type: none"> ・小型バスに変更、または運行ルートを変更する ・くるりんバスに変更する
	松中団地や西砂会館周辺等夜間暗い所に街灯が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・街灯を設置する
	地域の防犯パトロールが必要	<ul style="list-style-type: none"> ・住民のあいあいパトロールを継続・PRする ・住民と警察が協働して、地域におけるパトロール等の連携を図る
	五日市街道の歩道などがバリアフリーになっていない	<ul style="list-style-type: none"> ・空き交番を無くし、問題への対応ができる体制づくりを行う
	近所に気軽に出かけられる場所が欲しい	<ul style="list-style-type: none"> ・住民が社協のサロン事業を活用する
	子育て	子育て中の母親が交流する場が必要
地域とのつながりが少ない		<ul style="list-style-type: none"> ・住民の話し合いの広場を持つ ・乳幼児健診や保健婦の訪問の機会を身近に ・引っ越してきた方への自治会加入へのお誘いを工夫して積極的に行う ・このテーマについての話し合いの場を自治会などで設ける

【若葉町地区懇談会】

- 第1回 日時 平成16年9月6日(月)午後7時～9時
 場所 若葉会館
 参加人数 地域住民19人 策定委員2人
- 第2回 日時 平成16年9月22日(水)午後7時～9時
 場所 若葉会館
 参加人数 地域住民17人 策定委員2人

テーマ	課題	解決策
安心・安全	福祉会館を造って欲しい	・グリーンセンターを活用する
	信号の変化が分かりづらい、青信号の時間が短く、危険	・信号機改善の要望書を出す
	歩道を広げて欲しい、凸凹である	・歩道の拡幅やバリアフリーの要望書を出す
	ゴミ箱が整備されてない、タバコ、歩道の雑草、捨て看板等街がきたない	・自治会での取り組み、子ども会の協力、行政による規制
交流	高齢者が地域に出て行く機会がなく、個々の状況がわかりづらくなっている	・地域のイベントで、高齢者が主体的な活動ができる状況を作りだす ・地域に気軽に立ち寄れるような休憩場所をつくり、気軽に外出できるようにする ・グリーンセンターの温室を改装し、入浴施設にして社交場にする
	福祉関係の情報を把握しにくく、必要な情報を得にくい	・現状に合わせた必要性の高い内容の学習会を開催し、わかりやすく伝える
	自治会のあり方、地域での存在意義が分かりづらい	・自治会に入って良かったと思えるようなことが必要 ・ある程度強制力が必要か
子育て	子育てセンターの充実	・行政が教育と児童関係の部署で横のつながりを持つ
	ホリデースクールの充実化	・子ども達の居場所づくりとして、中学生対象の活動も行う ・多世代との交流の場として、老人会などにつながる ・サロンの場としてPRを活発に行う ・行政などから、活動のノウハウを得る ・若い親世代への声掛けを行い、親育ちの場づくりとして活用する

【幸町地区懇談会】

- 第1回 日時 平成17年1月22日（土）午後2時30分～4時30分
 場所 幸福社会館
 参加人数 地域住民17人 策定委員4人
- 第2回 日時 平成17年2月26日（土）午後2時30分～4時30分
 場所 幸福社会館
 参加人数 地域住民19人 策定委員3人

テーマ	課題	解決策
安心・安全	歩道が狭く家があるたびに傾斜があり、ベビーカーや車イスの方が通るのが大変そう	・当事者の声や道路を具体的に調査する
	幸小と学童までの道が距離があり、暗い。子どもにとって危険である	・学校の敷地内に学童をつくることなどを働きかけていく
	防犯に関する情報が少なく、一般住民はよくわかっていない	・「おまわりさんと語ろう」の集いに参加する ・腕章をつけてのパトロールやあいさつ活動を行う
	プライバシーと近隣の見守りの問題	・近所づきあいのきっかけをつくっていったり、自治会の魅力をPRしていく
交流	交流したいと思っても、なかなかそういう場所がない	・学校を地域に解放してもらえるよう働きかけていく ・小緑地などを利用してプレーパークなどをつくり、他世代の交流の場にする ・公園などを「地域の宝」と考えるなど、発想の転換を図ったかどうか
	子どもを大人(親)の目なしでは遊ばせられない	・すべての子どもを地域の大人たちが見守るという風土をつくっていくような活動を行う
生活環境	モノレールのエレベーター利用など生活マナーが守られていないところが、地域で見受けられる	・全般的に、住民同士が顔見知りでなかったり、ネットワークが不十分だから起こる問題 ・生活環境がよくなるうえに、住民同士が知り合いになれる取り組み。例えば「幸町ふれあいネット（仮称）」のようなものを組織してはどうか
	住宅街のゴミの問題(ゴミの分類が理解されていない。資源ごみを市外業者が持ち去ってしまうなど)	

資料編

第1次「立川あいあいプラン21」をふりかえって

「立川あいあいプラン21」策定の経過

「立川あいあいプラン21」については、市民の主体的な福祉活動を計画的、総合的に進めるために、社協理事をはじめ延べ33名の市民委員や行政関係者などが策定委員となり、平成4年4月から平成6年3月までの2年間にわたり検討した「地域福祉市民活動計画」である。

この計画は、「東京都地域福祉推進計画」、「立川市地域福祉総合計画」とあわせて、3相の計画の位置づけで、互いに補完しあい、連携をとりながら立川という地域全体の福祉を進めていく上での、市民の活動計画である。

そして、計画の推進期間を、平成6年度から15年度までの10年間とし、その間を、期（平成6年度～8年度）、期（平成9年度～11年度）、期（平成12年度～15年度）に分け、合計67の活動計画を定めたものである。

「立川あいあいプラン21」の概要

10年間で目指す「まち」の将来像

安心して子どもを産み育てられるまち

だれもが共に生きるまち

だれもが暮らしやすいまち

だれもが活動に積極的に参加するまち

さりげなく身近なところにやさしさを感じられるまち、の5つを掲げた。

5つの「まち」の達成のための柱

みんなで学び、 みんなで参加、 みんなで安心

市民のだれもが主体的に学び、参加し、安心した生活を送れるよう、3つの柱をたて、それぞれの柱に基本テーマと施策テーマを設定し、計画推進の前提を示しながら、具体的な活動計画を、取り組む時期ごとに掲げるものとした。

はしら1「みんなで学び」

基本テーマ：「福祉コミュニティづくりのための学びの充実」

施策テーマ

学びプラン1：「自分のライフデザインをえがける学びの支援」（具体的な事業計画数：4）

学びプラン2：「学校教育における福祉教育の充実」（同：6）

学びプラン3：「地域のなかで学びあう体制づくり」（同：4）

はしら2「みんなで参加」

基本テーマ「ボランティア活動の充実」

施策テーマ

参加プラン1：「ボランティア活動への参加」(同：7)

参加プラン2：「身近なところで活動できるしくみとボランティアの連携の充実」
(同：6)

参加プラン3：「学校におけるボランティア活動への参加の充実」(同：6)

参加プラン4：「企業の社会貢献活動の推進」(同：5)

基本テーマ2：「地域の仲間づくり」

参加プラン5：「市民の社会参加の促進」(同：10)

参加プラン6：「地域の福祉施設・団体とのネットワークづくり」(同：4)

はしら3「みんなで安心」

基本テーマ：「小地域でのたすけあい」

施策テーマ

安心プラン1：「グッドネイバー運動の展開」(同：5)

基本テーマ2：「在宅福祉の充実」

安心プラン2：「市民が主体的な生活を送るための支援の充実」(同：7)

安心プラン3：「住民参加型在宅福祉サービス活動の支援」(同：3)

さらに、計画の推進役としての社会福祉協議会は、どうあるべきかに言及し、

立川あいあいプラン21の推進

体制・基盤の強化

既存活動や事業の充実と新たな事業の開発検討

立川あいあい基金(市民地域福祉基金)の創設

ボランティアセンターの充実

計画実現に向けて

の6項目を市民活動計画の推進役としての社協の役割として位置づけたのが、「立川あいあいプラン21」の概要である。

「立川あいあいプラン21」の推進体制について

平成6年度は、「立川あいあいプラン21」の計画書としての製本、そして、推進体制の整備期間とし、市民活動計画と推進役としての社協の役割をどのように果たしていくかを検討する1年とした。

市民推進協議会を組織して市民参加によって推進していく

市民推進協議会に、委員会を設けて具体的に推進していく

委員については、関係団体への推薦依頼とあわせ、役職員のネットワークによる新しい市民も加え、市民層の幅を広げていく。

社協事業の執行機関である理事会に屋上屋を重ねない組織を構築する

検討の結果、平成7年度から次のような推進体制をとることとなった。

「立川あいあいプラン21市民推進協議会」を設置し、これを理事会が兼ねることとした

社協理事会との整合性を図るため、各委員会の委員長は、理事者が就任することとした

現存していた、対象者別の「部会」(高齢者部会、障害者部会、児童・母子部会)を廃止し、立川あいあいプラン21市民推進協議会に、「ボランティア活動推進委員会」、「企画委員会」、「小地域活動推進委員会」を設置するとともに、計画の推進役の「体制・基盤の強化」を検討する「財政・基盤強化委員会」も設置することとした。

さらに、「ボランティア活動推進委員会」には、「福祉教育部会」、「養成研修部会」、「活動部会」を設置し、「企画委員会」には、広報部会を設置しきめ細かく計画を推進する体制をとった。

こうした委員会、部会を設置し約100名の市民による体制で、「立川あいあいプラン21」を推進していった。

「立川あいあいプラン21」推進の評価

年度別推進委員会の開催状況とその他の主な社協事業

年 度	推進委員会の開催状況等	その他の主な社協事業
平成7年度 常勤正規職員の 配置状況 事業担当:4 総務担当:2 ボランティアセ ンター:2 身障デイ:5 知的デイ:3 高齢デイ:5 栄作業所:4 富士見作業 所:3 一番作業所:3	市民推進協議会 1回 * 委員の委嘱、策定経過など 財政基盤協会委員会 2回 * 検討課題の設定など 企画委員会 5回 * 地域のなかで学びあう体制づくり * 企業の社会貢献活動に関する意向調査に ついて(参加プラン4: 期) 広報部会 7回 * あいあい通信:年4回発行 小地域活動推進委員会 * グッドネイバー運動の展開(安心プラン1: 期) V活動推進委員会 2回 * 部会の設置 福祉教育部会 2回 養成研修部会 1回	* 地域老人福祉会議の開催 * 福祉まつりの開催 * 生活援助型配食サービス事業(3万 8千食) * 一人暮らし老人花見事業 * 一人暮らし老人と子どもの交流会 (6地区482名) * 福祉副読本「わたしのチャレンジノ ート」の作成配布(全小学校5年生) * 親と子の野外体験教室(38名) * 夏体験ボランティア(142名) * ボランティア保険の加入者数(1,591 名) * ボランティア活動普及事業協力校 の指定(16校) * 有償家事援助サービス (9,997時間派遣)

	活動部会 3回	<ul style="list-style-type: none"> * 3福祉作業所の経営 * 高齢者、知的障害者、身体障害者 デイサービス、施設入浴サービスの 経営 * 生活福祉資金の貸付(50件) * 心配ごと相談(10件) * 結婚相談(144件)
年 度	推進委員会の開催状況等	その他の主な社協事業
<p>平成8年度 常勤正規職員の 配置状況</p> <p>事業担当:4 総務担当:2 ボランティアセ ンター:2 身障デイ:5 知的デイ:3 高齢デイ:5 栄作業所:4 富士見作業 所:3 一番作業所:3</p>	<p>市民推進協議会 3回</p> <ul style="list-style-type: none"> * 各委員会の活動報告他 <p>財政基盤強化委員会 3回</p> <ul style="list-style-type: none"> * 社協の財政状況について * 会費増強の取り組みについて(会費の値上 げ決定) <p>企画委員会 7回</p> <ul style="list-style-type: none"> * 企業の社会貢献活動に関する意向調査に ついて * 地域の団体が行う活動の調査及び情報収 集について(参加プラン5: 期) <p>広報部会 5回</p> <ul style="list-style-type: none"> * あいあい通信:年4回の発行 <p>小地域活動推進委員会 4回</p> <ul style="list-style-type: none"> * グッドネイバー運動の展開について * 地域福祉懇談会の進め方の検討及び報告 について(柴崎町・栄町各4回実施) <p>ボランティア活動推進委員会 2回</p> <ul style="list-style-type: none"> * 各部会報告 <p>福祉教育部会 7回</p> <ul style="list-style-type: none"> * チャレンジノートの改訂について <p>養成研修部会</p> <p>活動部会 7回</p> <ul style="list-style-type: none"> * 「親と子の野外体験教室」について * 「第32回お便りボランティア」について(参加 プラン5: 期) 	<ul style="list-style-type: none"> * 地域老人福祉会議の開催(公的介 護保険制度の講演会) * 福祉まつりの開催 * 生活援助型配食サービス事業(4万 5千食) * 一人暮らし老人花見事業(2回:258 名参加) * 一人暮らし老人と子どもの交流会 (7地区 548名参加) * 福祉副読本「わたしのチャレンジノ ート」の作成配布(全小学校5年生) * 夏体験ボランティア(142名) * ボランティア保険の加入者数(2,116 名) * ボランティア活動普及事業協力校 の指定(17校) * 有償家事援助サービス (11,118時間派遣) * 3福祉作業所の経営(35名) * 高齢者、知的障害者、身体障害者 デイサービス、施設入浴サービスの 経営 * 生活福祉資金の貸付(57件) * 心配ごと相談(14件) * 結婚相談(222件)
年 度	推進委員会の開催状況等	その他の主な社協事業
平成9年度	市民推進協議会 1回	<ul style="list-style-type: none"> * 地域老人福祉会議の開催

<p>常勤正規職員の配置状況</p> <p>事業担当: 4 総務担当: 2 ボランティアセンター: 2 身障デイ: 5 知的デイ: 3 高齢デイ: 5 栄作業所: 4 富士見作業所: 3 一番作業所: 3</p>	<p>* 各委員会委員長の指名について 財政基盤強化委員会 4回</p> <p>* 法人会費の加入促進について 企画委員会 7回</p> <p>* 企業の社会貢献活動に関する意向調査結果について</p> <p>* 地域の団体が行う活動の調査結果</p> <p>* 地域の団体紹介冊子について(参加プラン5: 期) 広報部会 6回</p> <p>* あいあい通信: 年4回の発行 小地域活動推進委員会 2回</p> <p>* グッドネイバー運動モデル地区の実践について 柴崎町・栄町地区グッドネイバー推進協議会合同発会式 ボランティア活動推進委員会 4回</p> <p>* インターネットやパソコン通信を用いた情報収集や提供について(参加プラン1: 期)</p> <p>* 企業の社会貢献活動の支援について 福祉教育部会 4回 養成研修部会 7回 活動部会 4回</p>	<p>(介護保険と地域福祉)</p> <p>* あいあいまつりの開催</p> <p>* 生活援助型配食サービス事業(6万1千食)</p> <p>* 一人暮らし老人花見事業(2回: 293名参加)</p> <p>* 一人暮らし老人と子どもの交流会(7地区 527名参加)</p> <p>* 夏体験ボランティア(108名)</p> <p>* ボランティア保険の加入者数(2,292名)</p> <p>* ボランティア活動普及事業協力校の指定(22校)</p> <p>* 有償家事援助サービス(10,129時間派遣)</p> <p>* 3福祉作業所の経営(36名)</p> <p>* 高齢者、知的障害者、身体障害者デイサービス、施設入浴サービスの経営</p> <p>* 生活福祉資金の貸付(45件)</p> <p>* 心配ごと相談(13件)</p> <p>* 結婚相談(217件)</p>
<p>年度</p>	<p>推進委員会の開催状況等</p>	<p>その他の主な社協事業</p>
<p>平成10年度 常勤正規職員の配置状況</p> <p>事業担当: 4 総務担当: 2 ボランティアセンター: 2 身障デイ: 6 知的デイ: 4 高齢デイ: 5 栄作業所: 4 富士見作業所</p>	<p>市民推進協議会正副委員長会議1回</p> <p>* 4委員会の経過報告について 企画委員会 5回</p> <p>* 地域の団体紹介冊子について 広報部会 6回</p> <p>* あいあい通信: 年4回の発行 小地域活動推進委員会 3回</p> <p>* グッドネイバー運動モデル地区活動の報告について</p> <p>* グッドネイバー運動推進団体の指定に方法・要綱について</p> <p>* グッドネイバー運動推進団体の指定につい</p>	<p>* 地域老人福祉会議の開催(介護保険の準備状況、第2次地域福祉総合計画策定に向けて)</p> <p>* あいあいまつりの開催</p> <p>* 生活援助型配食サービス事業(7万4千食)</p> <p>* 一人暮らし老人と子どもの交流会(7地区 616名参加)</p> <p>* 出前講座の実施(4回)</p> <p>* 夏体験ボランティア(108名)</p> <p>* ボランティア保険の加入者数(2,305名)</p>

<p>所: 3 一番作業所: 3 * ふれあいのまちづくり事業指定</p>	<p>て(西砂・一番町地区、若葉町) ボランティア活動推進委員会 10回 * 企業の社会貢献活動事例集の編集について 福祉教育部会 9回 研修部会 7回 活動部会 8回</p>	<p>* ボランティア活動普及事業協力校の指定(23校) * 出張相談の開催(立川郵便局:月2回) * 有償家事援助サービス(9,107時間派遣) * 3福祉作業所の経営(39名) * 高齢者、知的障害者、身体障害者デイサービス、施設入浴サービスの経営 * 生活福祉資金の貸付(46件) * ふれあい福祉センター総合相談(495件)</p>
<p>年度</p>	<p>推進委員会の開催状況等</p>	<p>その他の主な社協事業</p>
<p>平成 11 年度 常勤正規職員の配置状況 事業担当: 4 総務担当: 3 ボランティアセンター: 2 在宅介護支援センター: 3 身障デイ: 6 知的デイ: 4 高齢デイ: 5 栄作業所: 3 富士見作業所: 3 一番作業所: 3 * 在宅介護支援センター受託 * 介護保険事業所指定申請</p>	<p>市民推進協議会 1回 * 各委員会委員長の指名について 企画委員会 3回 * 今後のグッドネイバー運動の展開について 広報部会 6回 * あいあい通信: 年4回の発行 小地域活動推進委員会 3回 * グッドネイバー運動指定地区活動の報告について(4地区) * グッドネイバー運動推進4地区交流会 ボランティア活動推進委員会 10回 * 企業の社会貢献活動事例集の編集について 福祉教育部会 7回 研修部会 10回 活動部会 11回</p>	<p>* 在宅介護支援センターの受託 * 地域老人福祉会議の開催(立川市の介護保険事業計画・福祉コミュニティの確立に向けて) * あいあいまつりの開催 * 生活援助型配食サービス事業(7万3千食) * 一人暮らし老人と子どもの交流会(7地区 603名参加) * 出前講座の実施(10回) * 夏体験ボランティア(130名) * ボランティア保険の加入者数(2,838名) * ボランティア活動普及事業協力校の指定(24校) * 出張相談の実施(立川郵便局:月2回) * 有償家事援助サービス(9,130時間派遣) * 3福祉作業所の経営(39名) * 高齢者、知的障害者、身体障害者デイサービス、施設入浴サービスの</p>

		<p>経営</p> <ul style="list-style-type: none"> * 生活福祉資金の貸付(46件) * ふれあい福祉センター総合相談(2188件)
年 度	推進委員会の開催状況等	その他の主な社協事業
<p>平成12年度 常勤正規職員の 配置状況</p> <p>事業担当:4 総務担当:4 ボランティアセ ンター:2 在宅介護支援 センター・居宅介 護支援事業所:5 訪問介護事業 所等:4 通所介護事業 所:1 身障デイ:4 知的デイ:4 栄作業所:3 富士見作業 所:3 一番作業所:3 *市と社協のあ り方検討会発足 *介護保険3事 業所経営 *地域福祉権利 擁護事業開始 *伊勢丹立川店 内「あいあいステ ーション」開設</p>	<p>市民推進協議会 1回 広報部会 6回 *あいあい通信:年4回の発行 ボランティア活動推進委員会 3回 福祉教育部会 7回 研修部会 9回 活動部会 7回</p>	<ul style="list-style-type: none"> *在宅介護支援センター事業(相談 件数1572件) *居宅介護支援事業所 (ケアプラン数1881件) *訪問介護事業所 (派遣時間36,373時間) *通所介護事業所 (利用者延べ5111名) *あいあいショップの開設 (2店:404,100円) *地域福祉権利擁護事業 (相談55件、契約2件) *あいあいまつりの開催 *生活援助型配食サービス事業(7万 5千食) *一人暮らし老人と子どもの交流会 (7地区665名参加) *フォーラム「支えあいのあるまちづく り」を目指して～三宅島の災害支援か ら学ぶ(131名) *出前講座の実施(17回) *夏体験ボランティア(94名) *ボランティア保険の加入者数(2,983 名) *ボランティア活動普及事業協力校 の指定(23校) *出張相談の開催(立川郵便局:月2 回:39件) *有償家事援助サービス (6,852時間派遣) *3福祉作業所の経営

		<ul style="list-style-type: none"> * 知的障害者、身体障害者デイサービス、施設入浴サービスの経営 * 生活福祉資金の貸付(50件) * ふれあい福祉センター専門相談(133件)
年度	推進委員会の開催状況等	その他の主な社協事業
<p>平成13年度 常勤正規職員の 配置状況</p> <p>総務担当: 4 事業・ボランティアセンター: 7 在宅介護支援センター・居宅介護支援事業所: 4 訪問介護事業所等: 2 通所介護事業所: 1 身障デイ: 4 知的デイ: 4 栄作業所: 3 富士見作業所: 2 一番作業所: 3</p> <p>* 東社協「区市町村社協マネジメント機能強化推進プロジェクト」モデル地区指定</p> <p>* 収益事業の開始(競輪場内福祉売店の経営・自動販売機の設置)</p>	<p>市民推進協議会 2回 広報部会 5回</p> <p>* あいあい通信: 年4回の発行 ボランティア活動推進委員会 12回 福祉教育部会 8回 研修部会 8回 活動部会 10回</p>	<ul style="list-style-type: none"> * 在宅介護支援センター事業(相談件数 1380件) * 居宅介護支援事業所(ケアプラン数 1996件) * 訪問介護事業所(派遣時間 35,684時間) * 通所介護事業所(利用者延べ 6080名) * あいあいショップの開設(9店: 446,520円) * 地域福祉権利擁護事業(相談 98件、契約 6件) * 収益事業(売上: 22036千円) * 苦情受付件数(29件) * 支援費制度に向けた講演会「立川市の障害福祉基盤～現状と課題」の実施 * あいあいまつりの開催 * 生活援助型配食サービス事業(7万食) * 多世代交流事業(7地区 670名参加) * ふれあい福祉センター総合相談(4739件) * 出前講座(26回) * 夏体験ボランティア(137名) * ボランティア保険の加入者数(3,906名) * ボランティア活動普及事業協力校の指定(32校)

		<ul style="list-style-type: none"> * 有償家事援助サービス (4,904 時間派遣) * 3 福祉作業所の経営 * 知的障害者、身体障害者デイサービス、施設入浴サービスの経営 * 生活福祉資金の貸付(21 件)
年 度	推進委員会の開催状況等	その他の主な社協事業
<p>平成 14 年度 常勤正規職員の 配置状況</p> <p>総務担当: 4 事業・ボランティアセンター: 7 在宅介護支援センター・居宅介護支援事業所: 5 訪問介護事業所等: 2 通所介護事業所: 1 身障デイ: 4 知的デイ: 3 栄作業所: 2 富士見作業所: 2 一番作業所: 2</p> <p>* ボランティアセンターのあり方検討委員会設置</p>	<p>広報部会 6 回</p> <p>* あいあい通信: 年 4 回の発行</p> <p>ボランティアセンターのあり方検討会 12 回</p>	<ul style="list-style-type: none"> * 在宅介護支援センター事業(相談件数 1489 件) * 居宅介護支援事業所(ケアプラン数 1928 件) * 訪問介護事業所(派遣時間 35,733 時間) * 通所介護事業所(利用者延べ 6410 名) * あいあいショップの開設(8 店: 717440 円) * 地域福祉権利擁護事業(相談 63 件、契約 11 件) * 収益事業(売上: 42625 千円) * 苦情受付件数(13 件) * 障害者分野における「地域生活支援」関係者連絡会議及び学習会「立川市の障害福祉基盤パート、」の開催 * あいあいまつりの開催(5500 人) * ふれあい福祉センター総合相談(6357 件) * 支えあいサロン(8 箇所) * 防災訓練への参加(3 箇所) * 出前講座(32 回) * NPO 入門講座の開催 * 夏体験ボランティア(137 名) * ボランティア保険の加入者数(3,924

		名) * ボランティア活動普及事業協力校の指定(31校) * 有償家事援助サービス(2681時間派遣) * 3福祉作業所の経営 * 知的障害者、身体障害者デイサービス、施設入浴サービスの経営 * 生活福祉資金の貸付(58件)
年度	推進委員会の開催状況等	その他の主な社協事業
平成15年度 常勤正規職員の配置状況 総務・伊勢丹事務所担当:6 事業・市民活動センター・地域あんしんセンター:7 在宅介護支援センター・居宅介護支援事業所:5 訪問介護事業所等:2 通所介護事業所:1 身障デイ:3 知的デイ:2 栄作業所:2 富士見作業所:2 一番作業所:2 * 市民活動センターたちかわ開設 * 地域あんしん	広報部会 6回 * あいあい通信:年5回の発行 市民活動センターたちかわ運営委員会(運営委員16名) 6回 同あるべき姿委員会 9回 同3ヵ年プラン委員会6回 同助成事業検討委員会 9回 地域あんしんセンターたちかわ運営委員会(運営委員8名) 9回	* 在宅介護支援センター事業(相談件数1621件) * 居宅介護支援事業所(ケアプラン数1919件) * 訪問介護事業所(派遣時間37,077時間) * 通所介護事業所(利用者延べ6473名) * あいあいショップの開設(8点:864320円) * 地域福祉権利擁護事業(相談158件、契約16件) * 収益事業(売上:46353千円) * 苦情受付件数(10件) * 支えあいサロン(19箇所) * 防災訓練への参加(4箇所) * 出前講座(44回) * NPOガイダンス(21回:285名参加) * NPO法人個別運営相談(6回:7団体参加) * NPO法人実務マネジメント研修(4回:97名参加) * 夏体験ボランティア(166名) * ボランティア保険の加入者数(4,005

<p>センターたちかわ 開設</p> <p>* 支援費制度の 身体障害者ホー ムヘルプ、身体 障害者、知的障 害者サービス 開始</p>		<p>名)</p> <p>* 機材等の貸出し(車イス、印刷機、 拡大コピー機、パソコン)</p> <p>* 学校と地域の協働事業助成事業 (28校)</p> <p>* 立川市第2次基本計画策定市民会 議の開催(市民委員43名)</p> <p>* 有償家事援助サービス (1286時間派遣)</p> <p>* 3福祉作業所の経営</p> <p>* 生活福祉資金の貸付(58件)</p>
--	--	---

立川あいあいプラン21の推進をふりかえって

この10年をふりかえり、今期の計画の推進の糧としたい。

反省点

67の市民活動計画は、取り組み時期こそ明示したが、「何を、いつまでに、どれくらい」といった、具体的な数値目標を掲げず、事業実施後の定性的な評価も行わず漠然と推進していた。

社協組織に経営意識がなく、計画 実行 評価 再行動といったマネジメントシステムが働かず、また、各職員に計画を推進していこうという明確な意識が欠如し、単年度ごとの課題やテーマに基づいた事業活動になっていた。

社会福祉の基礎構造改革と時期が重なり、在宅介護支援センターの経営、介護保険事業への参入、地域福祉権利擁護事業、支援費制度の事業所経営など、事業型の業務に職員の力が注がれていき、立川あいあいプラン21の推進意識が薄れていった。

戦略的には、町単位にグッドネイバー推進協議会を組織し、その組織を中心に各プランを住民が推進していくものであったが、モデル地区の結成後、増え続ける週6日の配食サービス、有償家事援助サービスの運営、また、在宅介護支援センターの経営、介護保険参入などへの準備から、モデル地区の指定のように「町」を定めて地域懇談会を開催しながらグッドネイバー推進組織の結成を市民と考えていく時間も職員体制も職員個々の力量もなかった。

評価点

途中で息切れしてしまったが、市民推進協議会のもと、市民参加による委員会を組織して、市民とともに計画の推進を考え、実行していったこと。

ボランティア保険の加入者をみると、平成6年度の1,591人が平成15年度には4,005人となり、この10年で約2.5倍の伸びをみせ、ボランティア活動、市民活動をする市民が着実に増えたことに寄与できたこと。

「児童・生徒のボランティア活動協力校」の指定などから、学校とのつながりを早い時点から持っていたため、現在の「総合学習の時間」についても、地域の住民とともに充実したプログラムを提供することができた。

ふれあいのまちづくり事業の指定やあいあいステーションの開設、在宅介護支援センターの経営などを通して、多彩な専門職とのネットワークを組みながら相談事業が展開でき、相談援助を基本とする社協事業が充実できた。

小地域活動、ボランティア活動の活性化を推進しながら、介護保険事業などへ参画していったことから、市民をトータルに支える視点を持つことや、社会のセイフティーネットとして、他の事業所が関わらない援助困難市民を組織全体で支えることができた。

第2次「立川あいあいプラン21」の推進に向けて

10年の振り返りを踏まえ、次の視点にたって推進することとする。

「立川あいあいプラン21」に掲げた基本目標や社協組織の使命、1つ1つの事業目的、数値目標などを役職員が一体となって認識し、マネジメントサイクルを繰り返しながらその達成に力を注ぐこととする。

「立川あいあいプラン21」の推進は、行政と市民、市民と市民の連携や協働を図りながら、市民主導により進めるものとする。

「立川あいあいプラン21」の推進は、地域福祉推進の両輪となる立川市の地域福祉計画と整合性を図りながら推進することとし、「地域福祉推進検討委員会」(仮称)を立川市と共同設置、共同運営して、計画の推進、推進事業の評価などを行うこととする。

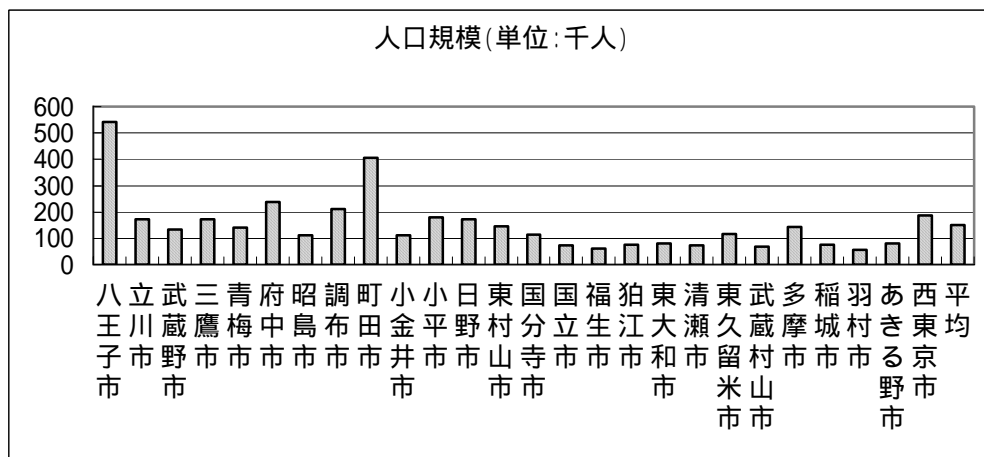
計画の推進にあたっては、経済や人口動態など外部環境の変化を見極めながら、また、社会福祉の新たな施策動向にも留意し、重点的な事業の選択と財源の集中などを図りながらメリハリをつけた推進としていく。

自主財源の増加を図るとともに、支出の減少に工夫をこらし、効果的な予算配分を行いながら、「立川あいあいプラン21」を推進することとする。

数字で見る“たちかわ”

1 - 人口

平成16年12月1日現在の人口を多摩の26市と比較すると、立川市の人口は172,153人で、多摩26市の平均151,730人よりやや多く、比較的人口規模の大きい都市です。



資料:東京都総務局統計部人口統計課(注:人口は外国人登録者を含みます。)

2 - 単身世帯・核家族世帯

平成12年の国勢調査によると、単身世帯数の割合は35.8%であり、東京都の40.9%よりは低いものの、多摩26市平均の34.7%より若干高くなっています。

単身世帯・核家族世帯数

単位:世帯、%

区分	世帯 (A)	単身世帯 (B)	核家族世帯 (C)	単身の割合 (B/A)	単身と核家族の割合 (B+C)/A)
立川市	68,414	24,483	39,123	35.8	93.0
多摩26市	1,576,440	546,889	920,735	34.7	93.1
東京都	5,371,057	2,194,342	2,801,039	40.9	93.0
全国	46,782,383	12,911,318	27,332,035	27.6	86.0

資料:国勢調査(平成12年)

3 - 少子高齢化

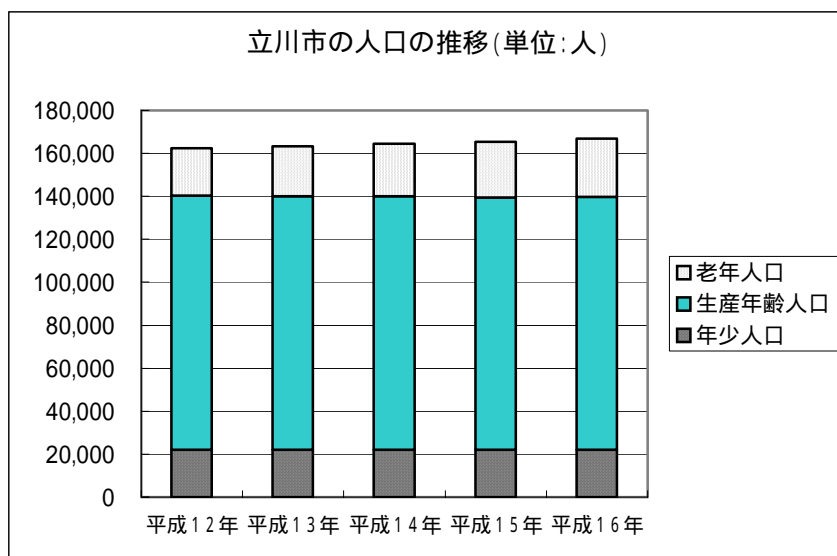
過去5年間の立川市の15歳未満が対象である年少人口と65歳以上が対象である老年人口の推移をみると、年少人口は平成12年の22,104人から平成16年の22,074人となっていますが、老年人口は平成12年の22,330人から平成16年の26,934人へと増加し、高齢化が進んでいます。

立川市の人口の推移

単位:人

区 分	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
老年人口	22,330	23,501	24,645	25,825	26,934
生産年齢人口	118,115	117,853	118,011	117,606	117,821
年少人口	22,104	22,067	21,983	21,979	22,074
合 計	162,549	163,421	164,639	165,410	166,829

資料:立川市市民課(住民基本台帳 各年1月1日現在)



4 - 一人暮らし高齢者

平成12年の国勢調査によると、立川市の老年人口に対する一人暮らし高齢者の割合は18.9%であり、多摩26市平均の15.6%と東京都の20.3%との中間に位置しています。

一人暮らし高齢者の割合

単位:人、%

区 分	老年人口 (A)	一人暮らし高齢者 (B)	比 率 (B/A)
立 川 市	23,603	4,450	18.9
多摩26市	556,273	86,746	15.6
東 京 都	1,910,456	388,396	20.3
全 国	22,005,152	3,032,140	13.8

資料:国勢調査(平成12年)

5 - 障害者数

障害者数を人口当たり的人数で比較すると、立川市では、身体障害者数は東京都や全国の平均より少なく、知的障害者数は東京都や全国平均より多くなっています。

障害者の状況

単位：人、人／千人

	人口 (注1)	身体障害者		知的障害者		精神障害者	
		人数	人／千人	人数	人／千人	人数	人／千人
立川市	167,237	4,800	28.7	788	4.7	1,486	8.9
東京都	12,291,415	379,562	30.9	51,390	4.2	102,984	8.4
全国	127,560,000	4,448,948	34.9	614,707	4.8	2,239,000	(注2) -

資料：身体障害者・・・身体障害者手帳交付台帳登載者数（平成14年度）

知的障害者・・・療育手帳交付台帳登載者数（平成14年度）

精神障害者・・・立川市、東京都・通院医療費公費負担制度利用者数（平成14年度）

全国・患者調査（在宅者）（平成14年）

通院医療費公費負担制度利用者数は、精神保健福祉法第32条に基づいた制度を利用して通院している方々の数です。また、患者調査は、厚生労働省が調査しており、病院等を利用した通院患者の数です。

注1：人口は平成15年4月1日現在

注2：全国は立川市・東京都との積算方法が異なるため、掲載していません。

6 - 住宅の状況

立川市では近年、共同住宅が多くなっています。多摩26市平均と比較すると、比率が高いことがわかります。

立川市の住宅の居住状況

単位：戸、%

区分	平成7年	平成12年	増加率
総数	59,567	66,223	11.2
一戸建	21,688	23,821	9.8
長屋建	1,600	1,081	32.4
共同住宅	36,166	41,107	13.7
共同住宅の比率	60.7	62.1	-

多摩26市の住宅の居住状況

単位：戸、%

区分	平成7年	平成12年	増加率
総数	1,390,820	1,533,020	10.2
一戸建	583,915	619,082	6.0
長屋建	40,490	32,887	18.8
共同住宅	784,733	878,491	11.9
共同住宅の比率	56.4	57.3	-

資料：国勢調査

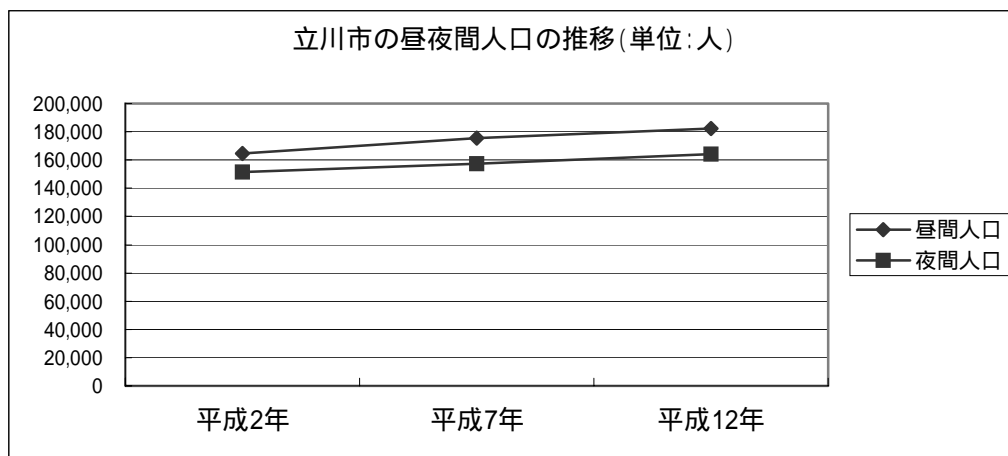
7 - 昼間人口¹

立川市の昼間人口は平成 2 年の 164,788 人から平成 12 年の 182,157 人へと高まってきており、他地域からの通勤・通学者数の増加がわかります。

立川市の昼夜間人口の推移 単位:人

区分	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年
昼間人口	164,788	175,523	182,157
夜間人口	151,434	157,506	163,987

資料：国勢調査



8 - 市民活動団体

立川市内で「市民活動センターたちかわ」に登録している団体は 112 あり、活動内容について、特定非営利活動促進法に基づく 17 分野で整理すると、「保健、医療又は福祉の増進」が 46.4%、次いで「子どもの育成」が 15.2%と続いており、福祉や子どもの育成に関する活動が盛んであることがわかります。

また、立川市内の特定非営利活動法人(以下「NPO 法人」とする)は、「社会教育の推進」が 65.3%で多く、次いで「保健、医療又は福祉の増進」が 59.2%となっています。この他の福祉関係の活動では、「子どもの健全育成」が 42.9%となっています。

¹昼間人口:夜間人口(常住人口)に他地域からの通勤・通学者を加え、他地域への通勤・通学者を差し引いたもの。

「市民活動センターたちかわ」登録団体及びNPO法人の状況(平成16年10月)

分野	「市民活動センターたちかわ」登録団体		NPO法人	
	団体数	構成比(%)	団体数	構成比(%)
1.保健、医療又は福祉の増進	52	46.4	29	59.2
2.社会教育の推進	11	9.8	32	65.3
3.まちづくりの推進	7	6.2	22	44.9
4.学術、文化、芸術又はスポーツの振興	8	7.1	21	42.9
5.環境の保全	5	4.5	13	26.5
6.災害救援	2	1.8	5	10.2
7.地域安全	1	0.9	2	4.1
8.人権の擁護又は平和の推進	1	0.9	13	26.5
9.国際協力	4	3.6	16	32.7
10.男女共同参画社会の形成の促進	0	0.0	8	16.3
11.子どもの健全育成	17	15.2	21	42.9
12.情報化社会の発展	1	0.9	0	0.0
13.科学技術の新興	0	0.0	2	4.1
14.経済活動の活性化	0	0.0	0	0.0
15.職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援	1	0.9	2	4.1
16.消費者の保護	1	0.9	1	2.0
17.上記活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助	1	0.9	32	65.3
計	112	100.0	49	100.0

資料：立川市市民活動課・立川市社会福祉協議会（注：NPO法人は、複数の分野に重複掲載しています）

”まちづくり”の仲間たち～市内の社会資源

市・都・国の施設・機関

市の施設・機関

市役所	錦町3-2-26	523-2111
砂川支所	砂川町1-52-7	536-0106
総合福祉センター	富士見町2-36-47	529-7100
健康会館	高松町3-22-9	527-3272
看護専門学校	柴崎町2-21-19	523-6021
立川市斎場	羽衣町3-20-23	524-1998
立川・昭島・国立聖苑組合	羽衣町3-20-18	522-2730
女性総合センター・アイム	曙町2-36-2	528-6801
アミュたちかわ(市民会館)	錦町3-3-20	526-1311

国・都の施設・機関

東京都立川児童相談所	曙町3-10-19	523-1321
東京都立川ろう学校	栄町1-15-8	523-1358
東京都多摩授産事業所	錦町6-15-20	527-4815
東京都女性相談センター 立川出張所	柴崎町4-11-16	522-4232
東京都 立川高等職業技術専門学校	羽衣町3-29-26	522-6151
東京都多摩立川保健所	柴崎町2-21-19	524-5171
立川社会保険事務所	錦町2-12-10	523-0351

高齢者関係の施設・団体など

老人ホーム

特別養護老人ホーム		
至誠特別養護老人ホーム	錦町6-28-15	527-0032
砂川園	上砂町5-76-4	537-3351
西砂ホーム	西砂町5-5-5	531-5957
フェローホームズ	富士見町2-36-43	523-7601
敬愛ホーム	上砂町2-14-1	537-5637
至誠キートスホーム	幸町4-14-1	538-2323
軽費老人ホーム		
至誠和光ホーム	錦町6-26-4	527-0034
地域福祉サービスセンター		
柏地域福祉サービスセンター	柏町1-12 11号棟1階	535-5510
羽衣地域福祉サービスセンター	羽衣町1-12-18	523-5612
上砂地域福祉サービスセンター	上砂町1-13-1	536-7181
在宅介護支援センター		
社会福祉協議会在宅介護支援センター	富士見町2-36-47	540-0311
スターホーム在宅介護支援センター	富士見町1-36-6	540-0096
至誠在宅介護支援センター	錦町6-28-15	527-0321
羽衣在宅介護支援センター	羽衣町1-12-18	523-5612
にんじんの会在宅介護支援センター	高松町2-27-27 TBK第2高松ビル	540-2031
至誠キートス在宅介護支援センター	幸町4-14-1	538-2321
わかば在宅介護支援センター	若葉町3-45-2	538-1221
砂川園在宅介護支援センター	上砂町5-76-4	534-4616
若葉児童館	若葉町4-25-114	536-1400

上砂在宅介護支援センター	上砂町1-13-1	536-7181
西砂在宅介護支援センター	西砂町5-5-5	531-5550
福祉会館		
柴崎福祉会館	柴崎町5-11-26	523-4012
一番福祉会館	一番町6-11-87	531-2945
曙福祉会館	曙町3-44-17	529-8567
幸福福祉会館	幸町5-57-14	535-2197
団体等		
シルバー大学	柴崎町5-11-26	528-1246
立川市シルバー人材センター	柴崎町1-17-7	527-2204
老人クラブ連合会	柴崎町5-11-26	523-4012

児童関係の施設など

児童養護施設

至誠学園	錦町6-26-15	524-2601
公立保育園		
西立川保育園	富士見町1-18-16	524-7831
柴崎保育園	柴崎町1-16-23	525-0066
羽衣保育園	羽衣町2-51-7	522-2161
高松保育園	高松町1-18-7	525-0201
江の島保育園	栄町5-20-3	536-1443
中砂保育園	栄町5-38-1	536-1391
栄保育園	栄町3-33-3	525-0815
柏保育園	柏町3-52-9	536-2565
見影橋保育園	砂川町3-22-2	536-1644
上砂保育園	上砂町1-13-1	536-2670
西砂保育園	西砂町2-63-2	531-0514
諏訪の森保育園	柴崎町1-4-4	522-2589
私立保育園		
富士見保育園	富士見町2-26-1	522-2834
玉川保育園	富士見町6-72-1	522-6308
立川たんぼぼ保育園	富士見町6-59-1	526-0280
愛光第五保育園	富士見町7-23-5	524-4115
至誠保育園	錦町6-26-13	524-1500
小百合保育園	錦町6-6-3-101	527-7924
愛光保育園	曙町3-24-22	522-4947
愛光あけぼの保育園	曙町3-17-22	548-8721
西国立保育園	羽衣町2-43-4	522-6249
けやき台さくら保育園	若葉町1-13-2	536-1659
れんげ砂川保育園	若葉町4-24-31	536-5281
あおば保育園	幸町4-52-1	536-3912
たかのみち保育園	幸町6-32-1	537-0016
あおば第二保育園	上砂町2-40-5	537-3325
立川ひかり保育園	一番町2-22-1	531-1273
松中保育園	一番町5-8-25	531-9438
児童館		
富士見児童館	富士見町7-7-12	525-9020
錦児童館	錦町3-12-1	525-6684
羽衣児童館	羽衣町2-44-16	526-2336
高松児童館	高松町2-25-26	528-2925
いろりん	錦町5-2-18	526-1279

幸児童館	幸町2-19-1	537-0358	ワークショップモア	錦町1-17-11	525-7754
上砂児童館	上砂町1-13-1	535-1557	グループいもっこ	一番町4-7-15	531-6798
西砂児童館	一番町6-8-37	531-0433	リサイクルショップいろりん	栄町4-33-5 1F	535-4009
学童保育所			こじか園	羽衣町2-44-6 羽衣児童館内	526-2336
多摩川学童保育所	富士見町6-51-1	527-5510	しあわせ会	栄町5-38-4 栄福祉作業所内	536-0549
南富士見学童保育所	富士見町7-7-12	523-4394	すみれの家	一番町2-33-16 3F	520-3166
富士見学童保育所	富士見町4-4-1	090-4591-8405	実生学舎	砂川町7-38-1 アーク山崎A	536-8400
柴崎学童保育所	柴崎町1-16-3	524-9792	テイクオフ	高松町1-20-5	527-9203
錦学童保育所	錦町3-12-1	524-2821	テイクオフ2	高松町1-20-7-102	527-9203
錦第二学童保育所	錦町3-4-1	529-9262	みんなの広場1	栄町4-2-1	524-6788
羽衣学童保育所	羽衣町2-44-16	524-2751	みんなの広場2	栄町4-2-1	524-6788
曙学童保育所	曙町3-24-28	522-6471	ワークみんなの広場	錦町2-2-2 ヴィラ・マッティナー1F	521-2917
高松学童保育所	高松町3-6-9	522-6078	みんなの広場砂川	一番町1-57-4 MMマンション107	520-1008
南砂学童保育所	栄町2-2-1	527-2216	スマイルくらぶ	高松町2-1-27 リプロ立川高松町9F	523-0818
けやき台学童保育所	若葉町1-13-1	536-6896	知的障害者通勤寮・グループホーム		
若葉学童保育所	若葉町4-25-114	535-5839	東京都立川通勤寮	柴崎町4-11-15	528-3572
中砂学童保育所	幸町2-1-2	536-1256	すみれ寮	若葉町3-39-2	535-7103
幸学童保育所	幸町4-52-3	537-2474	ファミリーホーム砂川	砂川町3-16-3	536-8383
柏学童保育所	柏町1-31-5	536-2195	ファミリーホーム柴崎	柴崎町5-9-24	521-3013
柏第二学童保育所	柏町4-8-4	536-9851	モアコート朝貝	錦町1-17-12	529-2863
大山学童保育所	上砂町1-6-3	535-2215	みずほ寮	錦町1-17-11 モアコート貴内	525-0034
上砂学童保育所	上砂町2-18-1	535-5846	曙寮	曙町3-7 都営1001・1003	522-8012
上砂第二学童保育所	上砂町5-23-1	537-6315	あおぞら寮	砂川町8-46-16	536-5309
上砂第三学童保育所	上砂町1-13-1	535-1577	立川寮	錦町1-17-11 モアコート貴内	529-2863
松中学童保育所	一番町6-8-37	531-2174	ゆうゆう	錦町1-22-10	522-6250
西砂学童保育所	西砂町2-34-2	531-0434	一砂の家	砂川町3-18-12	535-0952
団体等			身体障害者通所授産施設		
フリールームことこと	柴崎町2-10-16 東号	526-7432	立川リハビリ	富士見町7-33-3	521-1234
障害児者関係の施設など			身体障害者デイサービス		
知的障害者更生施設(入所)			デイサービスセンターマンボウ	富士見町2-36-47	529-8342
武蔵立川学園	西砂町4-75-4	531-0761	児童デイサービス		
知的障害者通所更生施設			立川市ドリム学園	柴崎町5-11-26	525-9418
コミュニティーモール 風(ふう)	西砂町4-75-2	531-0868	精神障害者共同作業所		
知的障害者通所授産施設			柿の木カンパニー	高松町3-13-22 春城ビル2F	523-2962
ワークステーション立川	富士見町7-33-3	521-1234	棕櫚亭	錦町1-19-17 ビレッジ森田	524-6856
知的障害者デイサービス			棕櫚亭	錦町1-14-16	528-3438
デイサービスセンターコスモス	富士見町2-36-47	529-8353	マーキー	錦町2-3-19 浅田ビル2F	521-1545
知的障害者福祉作業所・通所訓練事業所など			精神障害者グループホーム		
ワークセンターまことくらぶ	錦町6-26-15	521-3988	グループホームアートリング	若葉町4-12-11	534-5135
東京都立川福祉作業所	柴崎町3-13-11	527-2721	グループホームアートリング	若葉町4-12-5	537-4935
立川市一番福祉作業所	一番町3-6-1	531-6527	グループホームアートリング	曙町1-9-20	526-8988
立川市富士見福祉作業所	富士見町1-2-24	522-6950	グループホームメソッド	上砂町5-59-2	535-3616
立川市栄福祉作業所	栄町5-38-4	536-0549			
たんぼぼ	柴崎町1-1-43 中央公民館内	524-2005			
白百合学園福祉作業所	柴崎町3-11-9	525-0022			
白百合学園第二福祉作業所	柴崎町3-11-9	525-0022			
立川こぶし作業所	羽衣町2-50-2	527-5198			
立川こぶし第二作業所	羽衣町2-50-2	524-2482			
新田工房	一番町2-33-16	520-3188			

その他の団体・相談機関など

立川市社会福祉協議会	富士見町2-36-47	529-8300
市民活動センターたちかわ	富士見町2-36-47	529-8323
地域あんしんセンターたちかわ	富士見町2-36-47	529-8319
社協あいあいステーション	曙町2-5-1 伊勢丹立川店 6F	540-7484
立川市自治会連合会	錦町3-2-26 立川市市民活動課内	523-2111
立川市民生委員・児童委員協議会	錦町3-2-26 立川市福祉総務課内	523-2111
立川市保護司会	錦町3-2-26 立川市福祉総務課内	523-2111
立川市赤十字奉仕団	錦町3-2-26 立川市福祉総務課内	523-2111
市民活動サポートセンター・アンティ多摩	錦町3-1-28-301	540-1663
自立生活センター・立川	柴崎町2-10-16 2F	525-0879
福祉ホットライン	柴崎町2-10-16 1F	526-1418
精神障害者地域生活支援センターパティオ	柴崎町2-10-16 1F	526-1459
たちかわ多文化共生センター	曙町2-36-2 アイム5F	527-0310
立川市障害者後援会	曙町2-8-30 8F	529-4433
ケア・センターやわらぎ	錦町2-3-1 1F	523-3552
たすけあいワーカーズ こっとな	柴崎町2-10-16 東号	526-7408
高齢者の食と職を考えるチャンプルーの会	若葉町1-10-1	534-0602
立川商工会議所	曙町2-38-5 12F	527-2700
立川市商店街振興組合連合会	曙町2-38-5 12F	527-2788
立川青年会議所	曙町2-38-5 12F	527-1001

社会教育関係の施設

公民館		
中央公民館	柴崎町1-1-43	524-2773
砂川公民館	砂川町1-52-7	535-5959
高松公民館	高松町3-22-5	527-0014
西砂公民館	西砂町6-12-10	531-0431
錦公民館	錦町3-12-25	527-6743
幸公民館	幸町2-1-3	534-3076
図書館		
中央図書館	曙町2-36-2	528-6800
柴崎図書館	柴崎町1-1-43	525-6177
上砂図書館	上砂町1-13-1	535-1531
幸図書館	幸町5-83-1	536-8308
西砂図書館	西砂町6-12-10	531-0432
多摩川図書館	富士見町6-51-1	525-6905
高松図書館	高松町3-22-5	527-0015
錦図書館	錦町3-12-25	525-7231
若葉図書館	若葉町3-34-1	535-8841
学習等供用施設		
滝ノ上会館	富士見町4-16-10	527-8762
こんぴら橋会館	砂川町3-26-1	535-7285
高松会館	高松町2-25-26	528-1080

若葉会館	若葉町3-34-1	535-3473
こぶし会館	幸町5-83-1	537-0810
羽衣中央会館	羽衣町2-26-7	524-8601
天王橋会館	一番町3-6-1	531-4448
柴崎会館	柴崎町1-16-3	529-1081
さかえ会館	栄町4-6-2	529-6546
西砂会館	西砂町5-11-13	531-0066
上砂会館	上砂町1-13-1	535-2541
羽衣分館	羽衣町2-62-17	
栄分館	栄町4-28-1	536-1849

学校

小学校

第一小学校	柴崎町2-20-3	523-4428
第二小学校	曙町3-23-1	523-4438
第三小学校	錦町3-4-1	523-4448
第四小学校	富士見町4-4-1	523-5228
第五小学校	高松町1-12-25	523-5238
第六小学校	羽衣町2-29-22	523-5248
第七小学校	錦町5-6-43	523-5348
第八小学校	幸町2-1-1	536-0031
第九小学校	上砂町2-18-1	536-2231
第十小学校	柏町1-31-1	536-2711
けやき台小学校	若葉町1-13-1	536-1875
西砂小学校	西砂町2-34-2	531-2082
南砂小学校	栄町2-2-1	525-1474
若葉小学校	若葉町4-24-1	536-3971
幸小学校	幸町5-68-1	536-3961
松中小学校	一番町5-8-5	531-3821
大山小学校	上砂町1-5-33	535-2850
柏小学校	柏町4-8-4	537-1962
上砂川小学校	上砂町5-12-2	537-1801
新生小学校	富士見町6-69-1	524-3148

中学校

立川第一中学校	柴崎町1-3-4	523-4328
立川第二中学校	曙町3-29-46	523-4338
立川第三中学校	羽衣町3-25-6	523-4348
立川第四中学校	幸町5-49-1	536-2411
立川第五中学校	上砂町3-27-1	536-2511
立川第六中学校	泉町786-16	537-3195
立川第七中学校	西砂町6-28-3	531-0511
立川第八中学校	富士見町7-24-1	526-2007
立川第九中学校	若葉町3-19-5	535-1415

高等学校

都立立川高等学校	錦町2-13-5	524-8195
都立北多摩高等学校	曙町3-29-37	524-3903
都立砂川高等学校	泉町935-4	537-4611
立川女子高等学校	高松町3-12-1	524-5188
昭和第一学園高等学校	栄町2-45-8	536-1611

大学

国立音楽大学	柏町5-5-1	535-9510
朝鮮学校		
西東京朝鮮第一初中級学校	錦町4-7-12	524-3204

社会福祉法人立川市社会福祉協議会「あいあいプラン21」策定委員会設置要項

(設置)

第1条 地域福祉市民活動計画「立川あいあいプラン21」(以下「あいあいプラン21」という。)の策定にかかる検討を行うため、「あいあいプラン21」策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

(1)「あいあいプラン21」の策定検討に関すること。

(2)その他必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 委員会は、15人以内をもって組織する。

2 委員は、別表に定めるものにつき、立川市社会福祉協議会(以下、「社協」という。)会長が委嘱する。

3 委員の任期は、平成17年3月31日までとする。

(委員長等)

第4条 委員会には委員長および副委員長を1人おき、委員のなかから社協会長が指名する。

2 委員長は、委員会を代表し、会議を主宰する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(作業部会等)

第6条 委員長が必要だと認めるときは、委員会のなかに作業部会等を設置することができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、社協事務局が処理する。

(委任)

第8条 この要項の施行について必要な事項は、社協会長が別に定める。

附則

この要項は平成16年6月1日から施行する。

別表(第3条関係)

市民

学識経験を有する者

市民活動団体(ボランティアグループ含む)に所属する者

関係機関・団体の職員

社協関係者

「あいあいプラン21」策定委員会委員名簿

森本佳樹	立教大学コミュニティ福祉学部	学識経験
石田 汎	立川市自治会連合会	関係機関・団体
波多野順子	立川市民生委員・児童委員協議会	関係機関・団体
岩澤 純	至誠在宅介護支援センター	関係機関・団体
松田直美	スキップママ	市民活動団体等
鍬竹夏枝	一水会（サロン）	市民活動団体等
山家利子	NPO法人 市民活動サポートセンター アンティ多摩	市民活動団体等
原島 猛	曙町	市民
宮本直樹	富士見町	市民
小関経夫	錦町	市民
橋 順弘	西砂町	市民
小林峰宏	立川市福祉総務課	関係機関・団体
中嶋充洋	社協監事	社協

..委員長 ..副委員長

誰もが楽しく幸せに暮らせるまち「立川」

第2次立川あいあいプラン **21**

地域福祉市民活動計画

発行 2005(平成17)年7月
社会福祉法人立川市社会福祉協議会
〒190-0013 立川市富士見町 2-36-47
TEL 042-529-8300 FAX 042-529-8714
URL: <http://www.whi.m-net.ne.jp/~aiaics>
E-mail: aiaics@whi.m-net.ne.jp
編集 「あいあいプラン21」策定委員会